

1 議事日程（4日目）

[平成31年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成31年3月7日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	宮原伸一 (2)	<p>1. 小・中・高校の児童や生徒が自学する場所について 小学校・中学校・高校生が自学する施設が少ないことから総合体育館（とびうめアリーナ）に新設してはどうか伺う。 併せて小規模なカフェやコンビニエンスストアを併設してはどうか伺う。</p>
2	神武綾 (13)	<p>1. 学校図書館基本指針の策定に関連して 学校図書館の役割の明確化と司書の活躍を期待することから以下の点について伺う。 (1) 学習・情報センターとしての役割について (2) 司書の処遇について</p> <p>2. 子ども食堂に対する行政支援について 貧困対策のみならず居場所づくりとしての役割も重視されてきている。市内でも3年ほど前から活動されており、協働をすすめる立場から以下の点について伺う。 (1) 現在の支援の状況について (2) 今後の取り組みについて</p> <p>3. 納税困難者への対応について 経済的理由から税の滞納者が増加してきていると考えられる。市として、各種税の納付が難しくなる前の対応が重要と考えるが、見解を伺う。 (1) 生活の困りごと相談事業について (2) 差し押さえの実態について</p>
3	原田久美子 (12)	<p>1. 史跡地に係る公営駐車場について 特別史跡の大宰府跡、水城跡は大正10年に史跡指定されたことから、土地を買い上げはじめ、昭和40年代から本格的な公有化が進められた。平成27年には文化庁より古代日本の「西の都」として日本遺産に認定されている。そこで、特別史跡大宰府跡の前にはできた大型バス駐車場及び水城跡付近の駐車場について伺う。</p>

		<p>(1) 管理・運営体制について</p> <p>(2) トイレの設置について</p>
4	木村 彰人 (8)	<p>1. 観光客のマナー向上に向けた取り組みについて</p> <p>昨年実施された中学生による「子ども議会」において、「観光客のマナー向上に向けた取り組み」について、質問と提案が行われた。</p> <p>この中学生の質問に関連して、天満宮参道周辺などの観光エリアにおける更なるマナー向上を目指して、ごみのポイ捨て禁止条例等、環境に関する条例による効果と、条例制定の可能性について伺う。</p> <p>2. 「太宰府型宿泊滞在促進戦略」の進め方について</p> <p>太宰府天満宮周辺で、民間事業者による古民家を利用した宿泊事業が始まる旨の報道発表があった。一方、本市としては、観光推進基本計画を策定中の段階であり、民間事業者の宿泊事業が先行している。</p> <p>このような状況で、今後どのように「太宰府型宿泊滞在促進戦略」を進めるのか伺う。</p>
5	堺 剛 (6)	<p>1. 本市の学校 I C T 導入活用推進について</p> <p>(1) 現行の定期健康診断の視力判定状況について現状を伺う。</p> <p>(2) I C T 機器導入にあたり、今後の健康診断の検査項目に近見視力検査が必要と思うが、見解を伺う。</p> <p>(3) 中高生のネット依存対策としてのスクリーニング（適格検査）の導入について、見解を伺う。</p> <p>2. 中高年のひきこもりについて</p> <p>(1) 本市の現状と課題認識について伺う。</p> <p>(2) ひきこもり対策を推進するための体制整備を検討しているのか伺う。</p>
6	上 疆 (11)	<p>1. 道路にはみ出した樹木の伐採について</p> <p>星ヶ丘交差点そばの「太宰府市青山 2-25-1」にあった「太右衛門うどん青山店」は、2～3年前に閉店し、その後空家となっているが、敷地内の樹木が伸びっぱなしで垣根を越えて道路まで大きく張り出してきている。道路は大きくカーブしており、視界をさえぎる樹木は歩行者や自動車の安全な通行に大きな支障をきたしており、このような状況をみるにつけ、大きな事故につながらなければよいかと祈る毎日である。</p> <p>地域住民の安心・安全確保のため、また、市の道路管理の問題でもあり、市の早急な対応が望ましいと思われるが、見解を伺う。</p>

7	笠 利 毅 (5)	<p>1. 今年の夏、ふたたび豪雨があった場合の対応予定について 昨年の経験を踏まえ、今年ふたたび太宰府市が豪雨に見舞われた場合、どのように対応していくのか、どのような準備をしているのかを伺う。</p> <p>2. 「子ども議会」と子どもの権利について 「子ども・学生未来会議」を、子どもの権利に基づいたものに位置づけしなおす考えがあるのか伺う。</p> <p>3. 中学校給食導入について 現時点での検討の進行状況について伺う。</p> <p>4. 次期総合計画の策定について 次期総合計画の策定を前提とするなら、そろそろ準備が始まっていなければならない、今回の施政方針にもそれが反映されているのではないかと考える。総合計画策定の準備状況を伺う。</p>
---	--------------	--

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員 | 2番 宮原 伸一 議員 |
| 3番 舩越 隆之 議員 | 4番 徳永 洋介 議員 |
| 5番 笠利 毅 議員 | 6番 堺 剛 議員 |
| 7番 入江 寿 議員 | 8番 木村 彰人 議員 |
| 9番 陶山 良尚 議員 | 10番 小島 真由美 議員 |
| 11番 上 疆 議員 | 12番 原田 久美子 議員 |
| 13番 神武 綾 議員 | 14番 長谷川 公成 議員 |
| 15番 藤井 雅之 議員 | 16番 門田 直樹 議員 |
| 17番 村山 弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

- | | |
|---------------|---------------------|
| 市長 楠田 大蔵 | 副市長 清水 圭輔 |
| 教育長 樋田 京子 | 総務部長 石田 宏二 |
| 市民生活部長 友田 浩 | 総務部理事 原口 信行 |
| 都市整備部長 井浦 真須己 | 健康福祉部長兼福祉事務所長 濱本 泰裕 |
| 観光経済部長 藤田 彰 | 教育部長 緒方 扶美 |
| 教育部理事 江口 尋信 | 総務課長併選管書記長 田中 縁 |
| 経営企画課長 高原 清 | 管財課長 柴田 義則 |
| 防災安全課長 齋藤 実貴男 | スポーツ課長 安恒 洋一 |
| 環境課長 川谷 豊 | 市民課長 行武 佐江 |
| 納税課長 古賀 良平 | 福祉課長 友添 浩一 |

生活支援課長 菊 武 良 一
建設課長 山 口 辰 男
都市計画課長 木 村 昌 春
学校教育課長 吉 開 恭 一
上下水道課長 佐 藤 政 吾
監査委員事務局長 福 嶋 浩

国保年金課長 山 浦 剛 志
建設課用地担当課長兼
県事業整備担当課長 伊 藤 剛
社会教育課長 中 山 和 彦
文化財課長 城 戸 康 利
産業振興課長併
農業委員会事務局長 中 島 康 秀

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
書 記 齊 藤 正 弘
書 記 岡 本 和 大

議事課長 花 田 善 祐
書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

現在の太宰府市内の施設には、児童・生徒たちが勉強できる場所や席数が少ないと、市民の皆様からよく相談を受けます。いきいき情報センターやとびうめアリーナでは、常設の学習スペースはありますが、いずれも座席数は少なく、十分であるとは言えません。

私は、学習は友達と一緒に勉強することでお互いが切磋琢磨してこそ、学力の向上につながるものと確信しております。市長も第2のプランで「学問の神様にふさわしい教育、子育て」を掲げられておりますように、本市は学問の神様でもある太宰府天満宮を有しておりますことから、多くの子どもたちが学習に取り組むことができる場づくりは、非常に重要であると考えております。

そこで、今回私が提案するのは、とびうめアリーナの敷地内に学習できる場所を新設することです。具体的な構想といたしましては、駐車スペースを極力損なうことなく、1階部を鉄骨にて立ち上げ、2階、3階部に学習室を設けるというものです。建築場所は市有地であるため、新たに用地から確保する必要は生じませんので、建設費のみで設置できるのではないかと思料いたします。市長のお考えをお示してください。

次に、とびうめアリーナの利用状況を見てみますと、平日は非常に少なく、閑散とした様子がうかがえます。この状況は、今後の維持管理費にも大きな影響を及ぼしてくるのではないかと考える次第です。

そこで、コンビニエンスストアも同時に併設することで、体育館や学習室の利用者以外の方も利用できますし、賃貸料を得ることもでき、市の増収の一助になるのではないのでしょうか。またさらに、とびうめアリーナ2階部のデッキを飲食可能な場とし、移動販売形式のカフェなどを招くなど工夫することにより、子育て世代、高齢者が集える場となるのではないでしょう

か。あわせて市長の考えをお示してください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。まず、市内に自学できる施設が少ないというご指摘につきましては、昨年の9月議会の一般質問でも他の議員から取り上げていただいたところでもありますし、市民の意見箱でも実は、昨年ですけれども、高校生から、大学受験をする上で、夜間まで勉強できる場所が欲しいという要望がありまして、私自身、まずできることとしまして、早速自学できる公共施設を検討した結果、総合体育館が10時まで開館をしているということでありましたので、その10時までには少なくとも勉強していただけるのではないかとということで、各階のフロアにテーブルと椅子を設置をしまして、誰もが自由に利用できる仮設スペースとしてまず確保したところであります。

しかし、議員提案のように、もっと大がかりに総合体育館の敷地内に新たに建設をというご指摘であります。考え方としては、確かに体育館をさらに活用する上で、私も認識するところでもありますので、例えば現在のスポーツ振興事務所がかなり老朽化もしていますので、そうした建てかえ時期にあわせてそうしたことを考えていくなど、調査研究を重ねてまいりたいとまずは考えております。

また、コンビニの併設というご指摘もありましたけれども、もちろんコンビニの採算などの観点もあると思いますが、まずは軽食の販売については、例えばサンドイッチやカップ麺などの自動販売機を設置しているようなケースもあるようでもありますので、そうした設置や弁当の取り次ぎなど、指定管理者と協議をしながらそうしたことも考えてまいりたいと現時点では考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 私のほうからは、食事というか、軽食について少し補足のほうをさせていただきたいと思えます。

総合体育館の利用者の大部分は、今現在車でお見えになれる方がほとんどでございます。途中での栄養補給が必要な方については、あらかじめ飲料水や軽食を準備されておいでになっていられると思えます。

また、大きな大会が週末ごとに開かれているような状況ですけれども、そちらにつきましては軽食の販売が出店されることもあります。選手の皆さんや関係者の方々につきましては、お弁当屋などの事前注文という形でそちらを持ってこられて、その場で配付という形をとられていることが多いようです。また、幸いにも総合体育館の近くに食品スーパーがございます。歩いて3分、4分という距離ですので、そちらに行かれて購入されていらっしゃる方もおられるような状況です。

今後は総合体育館の中での利用者の状況やご意見を伺いながら、売店設置の研究や自動販売

機による軽食の提供、飲食スペースの拡充も指定管理者と検討していかなければいけないと考えております。

また、2階のデッキスペースについては、既に昼食場所としての利用やイベントなどでコーヒー等の販売を行ったりもしております。この飲食スペース等で販売を行う場合は、あくまでもイベントがあつているときに付随したものであるということ为前提として、かつイベントの目的が販売ということを目的としない場合に限って、主催者のほうの申請によって販売の許可をしています。この場合、デッキが火気厳禁という規制等がありますので、電源で対応できるものということですね。そういうことがありますので、火気取り扱いと、あと衛生環境の部分を考慮して許可するようにしております。

ご指摘のイベントを伴わない常設のカフェについては、営業許可や衛生面の許可条件において実施が可能であるかどうかということは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 昨年度からたくさんの議員が勉強するスペースについて質問されていると思いますけれども、改めていきいき情報センターと体育館ですかね、新しくスペース、座席数等がわかれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） いきいき情報センターのほうについては、テーブル席、机を合わせて52席です。これは常設という形で、学習スペースという特化ではありませんけれども、どなたでも使えるような状況で設置しております。

あと、総合体育館のほうに今回設置しましたのは、1階と2階に新たに追加したところで、丸テーブルに椅子が2個であったり3個であったりという組み合わせをしながら、全部で25席という形をつくっております。あと、2階と3階には既存の固定のベンチと移動できるソファが設置されているので、そこは学習というよりも、座って歓談ができるような場所という形でもともとある場所になります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ありがとうございます。いきいき情報センターに行きますと、結構学習されている子どもたちがおられるんですね。体育館もそのように利用されていると思いますけれども、市長として、現在のこのスペースでいいのかという考えを聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、確かに先ほど具体的な席数も申しましたけれども、決して十分にそれが行き渡っている、足りているとはもちろん思っておりません。

そうした中で、例えばいきいき情報センターにつきましては、今21時半までの開館でありま

すけれども、これを延長する際は条例の変更も必要のようでありまして、21時半間までの閉館にまつわるさまざまな人練りなり、さまざまな経費面もあろうかと思ひまして、私としてはまずは10時まで既にあいている総合体育館に机と椅子を設置するというので、まずはこの受検シーズンに間に合わせるということで柔軟に対応したところではありますが、将来的にはやはりこのさらなる充実を何らかの形で図っていくことは、考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 質問の中でも言いましたけれども、ファストフード店で勉強したりするよりは、やはり静かな場所でしたほうが子どもたちにも環境がいいので、ぜひその辺はまた新たに考えていただけるようお願いいたします。

それとあわせて、自動販売機、今飲食というのは自動販売機ですかね、コーヒーというのは。自動販売機のことですかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 体育館の中に設置しているのは、飲料水の自動販売機ということですね。

○議長（橋本 健議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 体育館で大会とかいろいろある以外、平日よく車で通ったり中の様子を見に行くと、人がいないという状態なので、質問もしていますけれども、そこに2階に移動販売形式のカフェ、ちょっと自動販売機では飲めないような飲み物、そういうのを販売することによって、せつかく2階のデッキがありますので、子育て世代のお母さんたちがあそこに行って休憩して、また体育館を見てもらって、また利用できる。高齢者の方も来てもらって、いろいろ、一緒ですね、体育館の状況を見てもらって、ああ、こういうのができるんだということで、いろいろなことに参加していけると思うんですけれども、先ほど火気を使うということで許可関係もありますので、その辺はちょっと検討していただいて、できるような形をお願いいたします。

これは通告しておりませんが、今回もいろいろ質問があつていましたけれども、包括センターですね。西校区にはありませんので、西校区につくっていただける場所としては、土地がありますので、建築費だけでおさめますので、また下は駐車スペースでとれますので、私が今考えようのは、大型バスがとめれるところですかね、あの辺に設けて、大型バスの大会に来られる方も、雨の日も屋根があつて乗りおりもできるんじゃないかなと思います。コンビニもあの通りであれば外からも見えますんで、利用客も増えるんじゃないかなと思いますので、その辺をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 2番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで10時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~



再開 午前10時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問をいたします。

1件目は、施政方針に述べられておりました学校図書館基本指針についてです。

市内全ての小・中学校の図書館に専任の図書司書が配置され2年が過ぎました。基本指針が策定されたことによって、学校内の司書教諭を初めとする先生方との連携が進み、子どもたちの学習支援、居場所としてさらに充実していくのではないかと期待するところです。

そこで、2点伺います。

以前から学習センター、情報センターとしての役割の確立を求めてまいりましたが、基本指針が策定された今、その環境整備が必要ではないかと考えます。現状と今後について伺います。

2点目は、学校図書館のかなめである図書司書の処遇について伺います。

現在、小・中11校に配置されています司書さんは、9時から15時の6時間勤務、原則子どもたちが学校にいる時間ということになっています。夏、冬、春の長期の休みは契約外、時間外となっています。基本指針をもとに活動するのであれば、教員と同じく正規職員にするべきだと考えますが、検討されているのでしょうか、今後の方向性について伺います。

2件目は子ども食堂についてです。

子どもの貧困対策として広がり、太宰府市でも3年ほど前からボランティアで取り組まれています。以前、子ども食堂に行政の支援が必要であることを取り上げました。この間、私自身もボランティアとして参加をしてきましたが、子ども食堂は子どもの貧困対策から広がり、地域の居場所、学習の場としても歓迎されています。しかしながら、以前と同様、活動の場所の確保が難しいという悩みが解決されていません。行政が子ども食堂の意義を共有し、場所の確保を初めとする活動を支えていくべきと考えます。現在の支援の状況と今後の取り組みについて伺います。

最後になります3件目です。納税困難者への対応について伺います。

経済的理由から各種税が納められなくなり、滞納するケースが増えていると考えられます。滞納せざるを得ない状況になる前に、相談に乗るなどの対応が必要だと考えます。その取り組みとして生活支援課が行っている生活の困り事相談事業、生活困窮者自立支援制度への連携の現状について伺います。

さらに、支払いが滞ってしまい、財産を差し押さえされ、精神的にも追い込まれるケースもあります。現在の実態について伺います。

以上3件について回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） ご質問ありがとうございます。

1 件目の学校図書館基本指針に関連いたしまして、学習情報センターとしての環境整備及び図書司書の処遇について、私のほうからご回答申し上げます。

議員にご紹介いただきました学校図書館基本指針は、学齢期に特化した読書活動の推進を目的として、太宰府市教育委員会が中心となって策定したものでございます。この指針は、本市が平成30年3月に策定いたしました第2次太宰府市子ども読書活動推進計画を受けて作成いたしましたもので、各小・中学校において本年4月から活用を進めていく予定でございます。

内容といたしましては、学校図書館の役割や機能、運営体制、環境整備、教育課程への位置づけ、学校図書館と市民図書館との連携など多岐にわたったものとなっております。また、実際に活用できるよう、例示などを用いて具体的な記載といたしております。

本教育委員会といたしましては、この指針の活用を通して、各小・中学校の読書活動がより豊かなものになればと考えているところでございます。

詳細につきましては教育部理事が回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、1 点目の学習情報センターとしての役割の確立に向けた環境整備の現状と課題についてご回答いたします。

学校図書館が学習センター、情報センターとして機能するためには、調べ学習や授業で必要とする蔵書や資料、データなどがある、もしくは手に入る環境が整っているということが必要だと考えます。しかしながら、各学校の蔵書数を見ますと、学校図書館図書標準で示された蔵書冊数に至っていない学校があります。

そこで、学校間で必要とする蔵書等を貸し借りする太宰府市立学校間相互貸借、市民図書館から必要とする蔵書等を借りる授業支援用資料配本を積極的に活用することができるよう、学校間あるいは学校と市民図書館とのネットワークを構築する必要があると考えます。

また、調べ学習の際には、情報の収集、選択、活用など、子どもたちが個別にさまざまな活動を行います。それに対して指導する担任、担当教員が1人であり、個に応じた指導が難しいという課題があります。そこで、担任や担当教員だけで指導を行うのではなく、司書教諭や図書館司書を含めた組織的な支援体制を構築する必要があると考えます。

次に、2 点目の図書司書の処遇についてご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、現在本市では各小・中学校に臨時職員として学校図書館司書を配置しております。教員と同じ勤務時間の正規職員を配置する場合には、概算でございますが、人件費として現在の約2.5倍の財源が必要となり、全ての学校に配置するという配置そのものが大変厳しいという状況になります。

そこで、学校図書館司書の勤務時間外については、司書教諭や図書指導の担当教員、担任や教

科担当の教員など学校全体で組織的に、児童・生徒の指導等に当たる体制づくりを進めていく必要があります。このことが、学校図書司書任せではなく、学校組織全体による読書活動への転換を図るいい機会となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

今回の基本指針が策定されて、中身を読ませていただいたんですけども、文科省が平成28年10月に策定した学校図書館のガイドラインがあるんですけども、その中に学習センター、また情報センター機能を求めているというふうなことが記載されています。そのことが反映されているということで、どのような子どもたちに影響があるかというところですね、楽しみにしております。

図書司書の方と連携する学校司書、司書教諭のことなんですけれども、今全小・中学校にいらっしゃるかということを確認したいんですけども、12クラス以下の学校では、司書教諭ではなくて図書司書が担うというふうに聞いたことがありますけれども、この点は市内どのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃるとおり、12学級以上で配置するということになっておりますので、本市の場合には司書教諭はどこの学校にも配置がされているということです。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その司書教諭が図書館の運営計画をつくったり、また読書活動の企画、また教員への研修実施などをするというようなことになると理解していますけれども、その時間が実際とれているのかというのが、今学校の先生たちも忙しいと言われている中で、それがどうなのかというのがちょっと懸念するところなんですけれども、自治体によっては週に二、三日、その図書館業務に携わる時間を保障しているというところがあるようですけれども、現状、今忙しい司書教諭さんと学校司書との連携はとれているというような状況でしょうか。今の現状をちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は、この指針を策定する過程において、図書司書さんとは何度も協議をさせていただいて、学校の実態を踏まえたものにならないと活用は進まないというふうに思いましたので、情報をいろいろいただきました。

現状は、なかなかやっぱり連携とか打ち合わせがとれていない。神武議員もご存じのように、ALTとかスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー等、いろいろな専門性を持った方が今学校に来られているわけですよ。それと、例えばボランティアとか、それからゲストティーチャー等もいらっしゃいますので、なかなか打ち合わせの時間というのが錯綜しまして難しいということです。

それで、その点につきましては、実質は物理的な時間の確保と、それとやっぱり意識を変えていくということが大事だろうと思っっているんですね。物理的な時間の確保といたしましては、実は市民図書館から週に1回、各学校に業務の支援に実は行っていただいているんですね。だから、その時間等を利用したりとか、それから学校の計画を立てる中で、打ち合わせを事前に入れる等を考えているところです。

それともう一つ、意識の変革、変えるということなんですけれども、実はどうしても読書活動の推進というのは、先生方の中には学校図書司書さんが進めていくものだという、これは実は間違った認識なんですけれども、やっぱりそういった認識がまだまだあります。この指針にも書いていますけれども、学校図書館の館長は校長であって、それからやっぱりかなめは司書教諭さんなんです。ですから、そういったふうにこの指針を出すことで、そのあたりの意識も変わってきたらいいなというふうに考えているところです。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 学校の先生が本当に忙しいということは、さまざまところで聞くんですけれども、今いろいろな先生というか、子どもにかかわる専門員の方が学校の中に入ってきて、その調整にもまた時間がとられているということでは、またその視点もきちんと捉えていけないといけないなというふうに思ったんですけれども、その学校の図書館の基本指針ののって、この学習センターだったり情報センターとしての機能をつくっていくのであれば、市役所の学校教育課の中に専任の指導主事を置いて、さらには支援スタッフを複数置いていくということも考えられるのではないかというふうに思っています。

今理事の回答にもありましたけれども、図書司書さんに対して市民図書館の司書さんがさまざまな指導だったりとか相談に乗っているということで、本当に初めて学校図書館で司書をするというふうになった方が、とても喜んでいらっしゃいました。本当に助かったというような声を聞いております。

そういう意味からも、そういう支援センターをきちっとつくって、学校の図書館運営のバックアップをするというようなことも必要ではないかというふうに思います。実際にそういうところをつくっているところもあるというふうに聞いておりますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は、この指針を策定するに当たって、やはり学校教育課ですね、市民図書館ではなくて、学校教育課がいかに学校の司書さんたちとか司書教諭さんたちとの連携を強化していくかというのは、すごくやはり課題だというふうに自分たちでも捉えました。現在のところ、これまで指導主事が実は、小学校の読書活動の夏休みやっている子ども読書リーダーですね、その研修にはかかわっていたんですよ。でも、日常的にどうにかかわるかということがなかなかできていなかったというのが反省としてありました。

そこで、今回この指針をつくりましたのも、学校教育課で作成いたしましたし、指導主事の

かかわりも、きちんと司書さんたちとやりとりの中で確認をさせていただきました。指導主事がこれまで以上に学校の読書活動にかかわるようにしました。

それともう一つは、研修をこれまでは全て市民図書館が年間5回行ってたんですね。そういうような研修の持ち方だったんですけども、来年度からは指導主事が中心になって、司書教諭と学校図書司書を対象とした合同研修会を実施するようにいたしました。これも学校教育課との連携の強化のあらわれだろうというふうに考えております。

ご指摘があった専門の指導主事ということとか、それからある部署をとということなんですけども、現時点ではやっぱり学校が抱えている課題の多様性とか、それから対応すべき諸課題等の多さを考えますと、なかなかそのところは難しいのかなと思っています。現在の体制の中で、きちんと連携のあり方を明確にして、しっかりかかわっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その支援センター自体をつくるということは難しいというお話でしたけれども、実際に今、指導主事の方もかかわる、また市民図書館の司書さんもかかわってあるというところでは、引き続きその体制を崩さずに進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは2点目、図書館の司書さんの処遇についてお伺いしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、この基本指針を運用する上で、司書さんの勤務時間、今壇上でも申し上げましたけれども6時間勤務ということで、なかなか今の業務でも追いつかないというようなことを話を聞いております。本をそろえること、また子どもたちの学習に合わせた本を選ぶということにしても、お休みの日にみずから市民図書館に行ったりとかというようなこともしているというようなお話もされていました。

そして、先ほど申しあげました司書教諭との打ち合わせですね。実際に平日勤務している時間は、先生方は忙しいですね、子どもたちとかかわっておりますので。その子どもたちが下校した後に打ち合わせをしようとするとう勤務外になりますので、それもかなわないというお話を聞いているんですけども、その点は把握はされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 6時間ということですけども、休憩時間1時間を含めて6時間ということになっております。今ご指摘いただいたような課題は、これまでの図書館の運営のあり方の中で、やはり図書司書さんが一番強く感じてあり、悩んであることでしたので、私どもとしてもその点はもう十分把握しているところです。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 子どもたちに合った図書、本を手渡したりとか、また学校の授業に合わせて資料としての提供をすとかということはもちろんあるんですけども、ある学校司書の方がこの前言っておられた話なんですけれども、先生が忙しくて、クラスの子を図書館に連

れてくると。一応図書館の学習ということで連れてこられるんですけども、先生が仕事が忙しくて、1時間お願いしますと図書館に置いていくというのはおかしいですけども、お願いしますということで、図書司書さんをお願いをされたそうです。

図書司書さんは、本当に図書館の中でのことしかわかりませんので、クラスの様子だったりとか子どもとの関係ができてない中で、1時間任せられるというのは、安全面からしても責任が持てないということで困ったというふうに聞いております。そのことを校長先生に訴えると、校長先生も、先生が本当に忙しいので、1時間だけ我慢してもらえないかというようなことを言われたというふうにおっしゃいました。

その司書さんが、本当に話したい子どももいると、気になる子がやっぱりいるということで、司書自身、私自身も聞いてあげる大人の一人になってあげたいというふうに思うとも言っていました。子どもたちを受け入れる、1時間見るということになれば、1時間というか、学校の子どもたちを全体を見るとすれば、担任の先生やそれから教頭先生、校長先生との情報交換も必要ではないかというふうに思うとも言っていました。現状は、今理事もおっしゃいましたけれども、時間外しか時間がとれない先生との司書教諭との情報交換が難しい現状です。

今の学校の中で、子どもにかかわるスキルを持った専門職の方を増やすということが、今の学校の現状にもプラスになるというふうに思います。職員会議にも参加をして、チーム学校の中に図書司書も入れるべきではないかなというふうに思います。これが先生の働き方改革にも1つプラスになるのではないかと思います。

1項目めのおっしゃいました、スクールソーシャルワーカーだったりとかというような学校にかかわる方たちの調整などで時間がとられるということもありましたけれども、そういうふうに子どもに対する専門知識を持った人を増やしていくということは、必ずプラスになると思います。

そういうことから、学校司書の勤務時間をフルタイムに、そして年間で今の司書さんの負担軽減、図書館の整理だったりとか環境整備をしていくためにも、年間契約にするべきだというふうに思っておりますが、教育長にこの点を少しお伺いしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今ご指摘いただきました問題、課題につきましては、まず教師の丸投げ、それから校長の対応等につきましては、やっぱり意識改革、改善を図らねばならないというふうに考えております。そういう意味でも、今年策定いたしました学校図書館基本指針を活用しながら、4月から早速具体的に活用してまいりますので、その中でもしっかりとやはり中で啓発していかなきゃいけませんし、校長会等も含めて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

学校図書司書さんの処遇改善につきましては、なかなか厳しいところがありまして、今すぐということはなかなか申し上げられない状況にあるというのが現状でございまして、できるだけ勤務時間等の弾力的な運用等々も含めて、少しでも働きやすい環境で、本当に気持ちよく専

門職として働いていけるような方策も考えていかなきゃいけないというふうに思ったところがございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。済みません、先ほどの図書司書さんの話は太宰府市ではありませんので、一応お伝えしておきます。他市の図書司書さんがそんなふうにおっしゃっていましたので、お伝えしておきます。

処遇改善は難しいというお話でしたけれども、先ほどの回答の中に、最初の回答の中に、もし正規年間契約をすると2.5倍の費用がかかるというようなお話がありました。今予算書で見ましても、小学校7校、7名で660万円、中学校4校で370万円の予算です。合わせて恐らく1,000万円ぐらいの費用になっていると思いますけれども、2.5倍というと2,500万円。1,500万円のプラス経費がかかるということになりますけれども、この点は今司書さんの環境、学校図書司書だけではなくて、司書という専門職を持った方の職場自体が本当に厳しいところで、公立の図書館であっては、民間委託や指定管理などで、短期間勤務となり、雇用が安定しないというような背景もあります。

実際に大学を卒業して、専門の学校があります。太宰府でも福岡女子短大なんかは図書司書の資格が取れるんですけれども、そこから卒業した大学生が学校司書として図書館に勤務をしても、1日5時間で、夏休み、冬休みはお休みで勤務がなく生活することはできないとって、やめていくというようなことも起こっています。

そういうこれから未来のある司書さん、また優秀な司書さんが活躍できる場が狭くなってきているという点でも、2.5倍とは言われましたけれども、1,500万円程度かけて、ぜひ年間契約、雇用を安定させるという点でお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、今やりとりの中であった、学校図書館の存在について、存在というか、活用についてお話ししたいと思うんですけれども、以前図書司書がいなくて、配置を求めている6年前くらいなんですけれども、学校図書館には図書司書を配置せずに、コミュニティスクールの中で地域のボランティアに協力してもらうような形にしたいというような話がありました。

専門の司書がいなくて、ボランティアで開放するというのは、図書館自体の意味をなさないのではないかとというふうに意見をすることがあるんですけれども、今図書司書さんが11校全てにそろったところでいうと、学習センター、また情報センターの中でもさっき紹介しましたが、文科省の学校図書館のガイドラインの中にも、今長期休業中にも開館をして、読書や学習の場を提供することも有効であるというふうにならざるを得ないようになりました。

そういう意味では、市長が施政方針の中で、今度夏休みのプール開放を中止するというような提案をされていました。

子どもたちの長期休みの居場所、遊び場がなくなっていくというのを、とても私は懸念をし

ています。プールについては、この熱い中、熱中症対策も含めて中止すべきというような意見もあるかと思いますが、それにかわるような子どもたちの夏休み遊べる場所、楽しい夏休みだったと思えるような場所の設定をするためにも、この学校司書の処遇改善とあわせて、開放も今後検討していただきたいというふうに思います。この点について回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ありがとうございます。コミュニティスクールの中で、いわゆる地域にいらっしゃるボランティアのお力をおかりしようとしたというのは、司書さんがまだ配置されていないという段階で、そういった方法は1つの有効な方法としてはあるんだろうというふうに思うんですね。

現在、じゃあどんなことを担っていただいているかといいますと、例えば、もうご存じだろうと思いますけれども、各小・中学校、読み聞かせをしてくださるボランティアの方もいらっしゃいますし、本の修理等をお手伝いいただいたりしております。ですので、先ほど言いました学校図書司書さんたちの人的なサポートといたしましては、市民図書館だけではなく、そういったコミュニティスクールの機能を生かして、地域の方とか保護者の方等のお力もおかりしている現状がありますので、そのことは大変私もいいことだろうと思っています。

それから、ご提案いただきました開放につきましては、やはり各学校の中で地域の実態とか、それからニーズがあると思うんですね。ですので、その点につきましては、これから地域とともにある学校ということで、学校のコミュニティスクールというものを推進していかなくてはいけませんので、当然その中の一つのアイデアとして、私たちのほうからそこら辺は投げかけながら、最終的には学校と学校運営協議会の中で決められていくことだろうと思います。

ご提案は参考にしながら、うちのほうからそういった視点も提示していきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目に入りますか。

2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の子ども食堂に対する行政支援についてご回答申し上げます。

議員ご指摘のとおり、子ども食堂の運営につきましては、子どもの貧困対策という面だけでなく、孤食への対応や居場所づくりであったり、また学習支援の場であったりと、多岐にわたる課題を含んでいると認識いたしております。

既に使用料の一部減免のサポートを行うなどしてまいりましたが、これらの課題解決のために、まずは関係者の情報共有という観点からも、ネットワーク会議などを設けるのも一案と考えますし、今後市としましてもどのような支援が求められ、また必要なのかを検討し、福祉部門に限らず、総合行政としてできることから取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答いたします。



○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、1点目の現在の支援状況についてでございますが、利用対象者を子どもに限定していないものも含めまして、現在市内に5つのボランティアグループのご協力によりまして子ども食堂が運営されていることは承知しております。

それらのグループ活動に対しまして、市から補助金を交付するなどの支援は実施しておりませんが、お尋ねの開催場所の確保に対する支援につきましては、調理施設を備えた公共施設は限られておりますけれども、そちらを利用して子ども食堂を開催される場合は、部屋使用料の減免を行うなど、間接的なサポートを行っております。

次に、2点目の今後の取り組みについてでございますが、今月末に、現在子ども食堂を運営していただいております5グループの方々と、ボランティア支援センター、社会福祉協議会にもお声をいたしまして、情報交換の場を設けるよう予定しております。まずは、現在実施しておられる方々が何にお困りなのか、またどのようなサポートを希望されているのかなど、課題や問題点をお聞かせいただきまして、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 以前にこの子ども食堂のことを取り上げさせていただきました。そのときは市としても応援したいというような回答をいただいております、活動が始まるときだったんですけども、今部長が回答されました施設の減免ぐらいじゃないかなというふうに思います。

今3年たって、活動しているグループが5つになりましたけれども、施設の利用がやっぱり厳しいというところがあります。それは、やはり市民の理解がされてないというか、難しいところがあって、差があるということですね。地域によっては公民館を開放して、使っているよというところもあれば、いや、ここではちょっと困るんだよね、1つの団体には貸せないんだよねというようなこともおっしゃるところもありますし、子ども食堂に対しての理解が市民の中に浸透されてないのではないかなというふうに感じています。

この子ども食堂自体が、貧困の家庭の子どもたちを集めて特化してやっているところもちろんあるんですけども、太宰府市内にはありませんけれども、そういうところもあるんですが、今はどちらかというと、子どもたちに、ここでこうやって子ども食堂をやっているから来ませんか、ある団体は小学校にお願いをして、全生徒に子どもたちにチラシをお配りして、おいでというようなことを促しているところもあります。その中に生活がちょっと厳しい世帯の子がいたりとか、ちょっと成長について問題があるような子たちも来ていると。もうごちゃ混ぜになっているような状態で、今子ども食堂というのは運営されているというか、開かれているというような状況です。

そういうところをやっぱり市が見るなり聞くなりして、子どもたちの場所、集まる場所、ひいては行く行くは、地域コミュニティの活動の一環としても使えるんだというような理解をぜひしていただいて、そういうアピールをしてほしいなというふうに思っています。

ですので、今活動している団体が懸念している会場の使用料、公共施設は、公民館も公共施設でしょうから、そういう子ども食堂をやりたいというような話があれば、積極的に開放してあげてくださいというようなことを、ぜひ市のほうから言っていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。実は私もかつて、大野城の中央コミュニティで行われている子ども食堂や、那珂川市になりましたけれども、松木公民館で行われている子ども食堂や、春日の春日原北公民館だったと思いますが、そうしたところで子ども食堂を行っている様子などは、数年前から見聞きし、参加をさせていただいていたこともありました。

そうした中で、確かに公民館を使ってやっているような事例も他市でもありましたし、本市でもあると思いますけれども、そうしたさまざまな例などからも学びながら、ただまた押しつけのような形にもなってはいけませんから、どのような形での呼びかけをするべきか、そうしたことも含めて、近日中に予定しております関係者の情報交換の場の中で、どのような形での呼びかけがふさわしいのか、どのような形でお互いに協力し合うことがいい方法なのかということも、私自身も心がけながら、今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） さっき市長の回答の中に出ました大野城市なんですけれども、大野城市もやはり3年前ぐらいから活動が始められた団体が複数ありました。今、大野城市は、市が会場として公民館を提供して、区長側が住民に参加を呼びかけるということで、全区域での活動推進をしています。

これを自治会の方に投げかけると、恐らくもう自治会はそんなことは、これ以上そんなことはできないというような多分反対の意見もあると思うんですけれども、先日、大野城の筑紫フードバンクですね、食材を提供している方とお話をする機会があったんですけれども、その方は大野城市の方で、この事業にかかわってあったんですけれども、本当に提供するものは、もうおにぎりのみそ汁でいいんだと。食べるものを提供することによって人が集まってきて、世代関係なくおしゃべりをするというそのコミュニティを大事にしたほうが、今の社会状況の中で必要なことなんですよというようなお話をされていまして、そういう視点を持って、ぜひ投げかけていただきたいなというふうに思います。

この前の冬休みに、私も子ども食堂を地域でできないかということで投げかけをして、開催することができました。コミュニティスクール事業、国分小学校は公民館学習というのが長期休みの間に2日間それぞれあるんですけれども、その公民館学習の日に合わせて開催を計画しました、地域の方とですね。

実際やってみると、ボランティアで私もやりたいと言って来られる方がいます、もう世代関係なくですね。施設で給食をつくっていたという方もいらっしゃいましたし、行事で残ったお菓子を差し入れしてくれる方、またそれから家庭菜園でお野菜をつくっている方が持ってこられたりとか、思った以上にいろいろな方がかかわってこられたというようなことを経験しました。これはやっぱり地域の力があるんだなというふうに感じたところです。

さまざま地域によって反応はあると思いますけれども、やってみないかということで、これは恐らく地域づくり、それからコミュニティをつくっていく上で必ず力になると思いますので、この点はぜひ、3月末に行われます情報交換会ですかね、そこからスタートというか、そこの話も含めて進めていけるようなことを来年度以降に期待したいと思います。回答は要りません。

3件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目入っていいですか。

3件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 3件目の納税困難者への対応についてご回答申し上げます。

まず、1点目の生活の困り事相談事業についてでございますが、生活支援課では、経済的困窮や生活をしていく上での困り事や不安を抱えている方の相談に支援員が対応する自立相談支援事業のほか、離職などの理由などにより住居を喪失するおそれのある方に対しまして、求職活動をするなどの条件を満たした方を対象に一定期間家賃相当額を支給する住居確保給付金支給事業、直ちに就労が困難な方に対して一般就労に向けて支援を行う就労準備支援事業を実施するなど、さまざまな生活の困り事相談に対応しております。

そのほかにも、家計改善支援事業は、家計収支の均衡がとれないなど家計の問題を抱えた方に対しまして、専門の家計改善支援員が収支状況を聞き取り、何を優先すべきかななどの問題点を指摘し、家計管理能力を向上させる取り組みを実施しております。

納税課から案内された税の納付が困難な納税者につきましても、家計改善支援員が家計の問題を指摘して、税金の納付可能額を算定し、家計改善支援員が納税者に同行して納税相談を行っております。

また、債務処理を希望された場合につきましても、家計改善支援員が弁護士事務所に同行いたしまして、問題解決に向けて寄り添った支援を行うように心がけております。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 続きまして、2点目の差し押さえの実態について私のほうからご回答を申し上げます。

市税は、行政運営を行っていく上での基本財源でもありまして、減免適用も含めました適正かつ公正な賦課に努めるとともに、納税相談によりまして世帯ごとの状況に応じたきめ細やかな対応に努めまして、収納率の向上を図っております。

徴収事務の重要な目的といたしましては、自主財源確保と税の公平性の確保でございます。税を滞納されている方を放置しておくことは、公平性を著しく損なう結果となりますので、健全な納税義務者の納付義務意識や納付意欲を損なうおそれが出てまいります。そこで、滞納されている方につきましては、納税の意思、生活状況、財産など詳細を把握いたしまして、納付資力に応じた納付の指導を行いまして、滞納の縮減に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、生活が苦しく納付が困難だと相談をいただく場合には、納付資力に応じた分割納付の指導を行わせていただいております。その中で、他の法律による制度が利用できる場合につきましては手続のご案内を行ってまいりまして、生活状況全般の見直しが必要な場合につきましては、生活支援課と連携をとりながら生活困窮者自立支援事業にご案内を行っております。

また、納付資力があるにもかかわらず滞納を放置されている場合につきましては、財産の差し押さえを、納付資力がない場合につきましては、法の定めによりまして滞納処分の執行停止など、国税徴収法、地方税法、市税条例等に則して適正に対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。税の納付として、所得税、法人税、それから固定資産税、軽自動車税、そして国民健康保険税、介護保険料、これは税ではないですけども、などがあります、支払いとしてですね。納付期限に確認ができなければ、納付期限から20日以内に督促状が送られます。ここで10日以内に完納できないと、財産調査、そして差し押さえになるというようなことになると思います。

その滞納になる前に、ご相談くださいという告知が必要だと思うんですけども、ホームページを見ますと、先ほど言われました自立支援制度にのっとった困り事相談事業ですね、これの案内は載っているんですけども、これについてはホームページ以外、窓口などでパンフレットも置いてあると思いますけれども、どのような方法でされているのかということをお伺いしたいと思います。どこに置いてあるかということと、必要な人に届いているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 生活の不安やご心配をご相談くださいということで、窓口には当然置いております。また、ホームページにも掲載をしておりますし、以前各戸に回覧でお回ししたということもしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 済みません、回覧されていたということを私はちょっと存じ上げなくて、申しわけありませんが、これを見ましたということで来られる市民の方はどのくらいいら

っしやるのかをちょっとお聞きしたいんですけども、なかなか市役所の窓口に行くということ自体が、やっぱり悩みを相談することになるわけですので、さらけ出さないといけないというところでは、なかなか行きづらいというようなことを聞きます。

私たち議員に電話がかかってきたりとかして、相談されることがあるんですけども、そういうときに一緒に窓口に行くこともあります。そのときに、窓口で滞納している税を分割納付ができますよと、手続をその場ですっとスムーズにしてくれました。こういう手続であれば、納付が困難な市民の方でも、少し気持ちが軽くなるというか、そういうこともあると思うんですね。

ですので、窓口に早く来てくださいと、相談に乗りますよというようなアピールが要ると思うんですけども、そういう対応はされていますでしょうか。というか、どういうふうに相談に来られる方、感じてあるというふうに思っていますでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 確かに今議員さんが言われるように、生活支援課に相談に行くというのは、なかなか非常に難しい部分もあると思っております。そういったこともございまして、生活の困り事相談ということで出張相談、そういったことも今後積極的には取り入れていきたいと思っております。現在、社会福祉協議会や高齢者支援課と一緒に、各地域を回っている相談、去年から高齢者支援課が始めまして、そういったところに一緒にこの生活の困り事相談というものも含めるような、そういった体制を今後とっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、相談件数も年々増加をしておりますし、やはり非常にこういった困り事の相談というのは行きづらい、アウトリーチ型の支援というのが今言われておりますので、そういったところも十分に考えていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 早くその方とコンタクトをとるという意味で、市民課で離婚届を提出されたときとか、またパートナーが亡くなって死亡届を出されたとき、またそれから、学校で給食費が滞納されているというような情報をつかんで、そのときに市の職員さんがちょっと声をかけてみると。生活は大丈夫ですかとか、困ったことはありませんかというような声かけも必要だと思うんですけども、そういったことは今後というか、今されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） そういった声かけというのは、現実的にはやっておりません。今言われましたような離婚であるとか死亡であるとか各種料金の滞納、こういったものにつきましては、非常にプライバシーの問題もございまして、やはり個人情報という観点からも、ほかの部署に回すというようなことにはなかなかつながらないというふうには理解をしておるところです。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 先日、学校教育課の窓口で偶然見つけたんですけれども、支援制度冊子というのが置いてありました。18歳未満のお子さん対象の支援が一覧になった、冊子になったものなんですけれども、困ったときにですね、子育てとか支援についてどこに相談に行けばいいのかが目瞭然で見れる冊子になっていました。

私も市民の方から生活相談を受けることがあるので、それを1冊いただいたんですけれども、そういうものをそれぞれ窓口で置くとかということ、必要な方が手にとって、ああ、こういうことが使えるとか、こういう相談ができるとかというようなことをしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 以前、これは行政ということではなくて、市同研のほうでそういったいろいろ生活を支援する制度、そういったものを一冊にまとめた冊子を作成したことがございます。そういったものも市民の方の目に触れるような形で、配布まではちょっとできないと思うんですけれども、窓口等に設置をできればということで、今後そちらの事務局ともお話をしていきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 印刷代がかかるとか、そういうことはいろいろあるとは思いますが、中身を精査をして、本当に滞納する前に何か手だてが打てるというようなことを、寄り添えるようなつながりができるようなものを、市民の方に提供をしていただきたいなというふうに思います。

続けて、差し押さえについてなんですけれども、今全国的にもなかなか、なかなかというか、全国的に差し押さえが厳しくなっているというふうな例があります。今部長の回答で、法にのっとって行っているということで回答がありました。払いたくても払えないという方ももちろんいらっしゃるんですけれども、滞納処分対策全国会議というのがありまして、その中の資料で、ある自治体は滞納してくれてありがとうというふうに取り組んでいるところがあります。

そんなこと言えないよということもあるかと思えますけれども、税金を払わない、払えないということ、滞納の問題とせずに、生活再建の問題として、滞納処分の執行、停止などを法律上の規定を当てはめて生活再建を目指すという手法なんですけれども、その対応をすることによって、差し押さえ件数が年間40件の自治体と5,000件行っている自治体で、これ100倍差し押さえ件数が違うんですけれども、差し押さえの金額は3,300万円と3,600万円ということで、ほぼ変わらないというような調査結果が出ています。徴税コストも少なく済んでいるというふうを書いてありました。

差し押さえをすることによって、市民の生活を狂わせることにもなりますし、また精神的に、また子どもたちへの影響もあるというところで、そういうことを踏まえれば、生活保護な

ど逆にコストがかかるということにもつながっているというようなことです。

納税を受けている窓口の今の職員さんたちも、そんな処分をするということ、やりとりすることが本当にきついという、厳しい仕事をされていると思います。人間同士ですので、市民の方と向き合ってそういうふうな話をしていくということも本当にきついとは思いますが、納税者の方も前向きになれるような対策を検討していただきたいというふうに思います。この点についてご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 日々職員、窓口で市民に寄り添った形での業務をさせていただいているんですけども、全てを差し押さえを行っているわけではございません。納付資力がない場合は、先ほど言いましたように、国税徴収法とか地方税法の定めによりまして滞納処分の執行停止も遵守しております。強制的な徴収をしているんじゃないと言われる方もおられますけれども、先ほど言いましたように、全ての差し押さえを行っているわけではございませんで、財産がない場合でありますとか生活困窮による滞納処分ができないと判断した場合には、先ほど言いました滞納処分の執行停止も行っております。

十分皆さんの財産でありますとか収入、生活状況を十分に把握した上で行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ちなみに平成29年度の決算値でございますけれども、預金、給料、年金など財産の差し押さえといたしましては785件行いまして、そのうち533件の財産を換価いたしまして、5,020万4,414円を滞納税に充当させていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 差し押さえの内容については、今後またいろいろお話をしていきたいというふうに思いますけれども、今シングルになって子育てをしている世代の方たちも増えていて、それから仕事がなかなか見つからなくて子育てもしているという方たちも増えていきます。シングルのお母さんがおっしゃっていましたが、納税者でいたいというふうに言っていました。子どもとの生活のために必死に働きます。夜も仕事があるときがある。子どもを置いて仕事に出ることがあるんだけど、それを虐待だと見られて通報される。わかってもらえないというようなことを言っている方がいらっしゃいました。

本当に今、社会全体が厳しくなっていて、税金を納められないという方も増えてきているのが現実で、生活自体を保障する、手厚くするということが、今とても必要なことではないかと思えます。子どもの医療費の助成の拡大、また就学援助の支給の増額、自治体によってはもうそこを進めているところもあります。国民健康保険税の負担の軽減、多子世帯の支援など、できることはいっぱいあるはずで。消費税が増税されることによって、低所得者への影響がさらに厳しくなることも予想されます。

そういう意味では、貧困の連鎖を断ち切るためにも、相談に乗れることは一緒に乗っていた

だいて、関連部署で連携をして対応していただきたいと思います。そのことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件2項目について質問をいたします。

史跡地にかかわる公営駐車場について質問をいたします。

太宰府には九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府跡を初め歴史や観光名所が数多くあります。平成17年10月16日開館した九州国立博物館だけを見ても、開館以来1,500万人を超える入館者があっており、太宰府市全体としては年間1,000万人もの多くの観光客の方々がお越しいただいております。

太宰府市に関する特別史跡の中でも、大宰府跡及び水城跡は、大正10年に史跡指定されたことから、昭和40年代から本格的な公有化が進められました。平成27年には文化庁より日本遺産の認定を受けた特別史跡大宰府跡の前に、バス専用駐車場が供用を開始されました。この駐車場により、太宰府市の各史跡、観光名所が結ばれ、歴史の散歩道の魅力が増し、さらに滞在型の観光客をお迎えする際、おもてなしの面では非常に重要なものと位置づけられると思います。

そこで、特別史跡大宰府跡の前にできたバス駐車場及び水城跡公営駐車場について、2点お伺いいたします。

1点目は、平成31年2月1日より大宰府跡前で供用開始したバス専用駐車場について、設置の目的と今後の管理運営はどうされるのか。

2点目は、駐車場内にトイレが設置されていませんが、トイレは必要だと思います。太宰府市観光推進計画の市内駐車場整備に盛り込む予定があるのかお伺いします。

以上、再質問は議員発言で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。史跡地に係る公営駐車場についてご回答を申し上げます。

市全体に多くの名所旧跡が存在をし、誇り得る歴史と文化と知名度を持つ本市であります。従来、観光客は太宰府天満宮や九州国立博物館に集中をし、滞在時間が限られることで、

思うような経済効果につながっておりませんでした。そうした問題意識から、今まで確保できていなかった大宰府政庁前にバス専用駐車場を設置し、市全体の回遊性を高めながら経済効果を高めていく、ひいては税収にもつなげていく、そうした試みであります。

詳細につきましては、担当部長より回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

1点目の設置目的についてですが、本市には議員がおっしゃるように年間約1,000万人もの観光客に來訪いただいておりますが、太宰府天満宮や九州国立博物館周辺に一極集中しております状況でありますことから、かつて歩きながら地域の多様な文化遺産を体験するさいふまいの道筋でもあります政庁通り周辺に回遊を促していくことや、修学旅行生などへの学習の場の提供を目的といたしまして、太宰府市歴史的風致維持向上計画に基づき、バス専用駐車場として設置したものでございます。

次に、管理運営につきましては、今議会にて上程させていただきました太宰府市営駐車場条例への議決を受け、同条例が施行されることで、来年度に有料化をさせていただくこととしております。有料化後は、機械式のゲートを設置し、料金徴収と設置事業者による機械等の管理を行います。また、修学旅行等の繁忙期につきましては、予約制を導入し、予約の受け付けと場内整理を委託により人的な対応を行ってまいります。

あわせて、予約制などの情報提供につきましては、市ホームページにて行うことはもとより、今回の供用開始時にも行いましたけれども、中国地方以西の各県バス協会などを通じて、関係機関へ早目に情報をお伝えしてまいります。

次に、2点目のトイレの設置につきましては、当初バス駐車台数の確保や駐車場に接して病院や住宅がありますことを考慮しつつ、場内設置予定としておりました。しかし、市の附属機関であります太宰府市歴史的風致維持向上協議会で、駐車場の位置は大宰府政庁跡の正面となる位置にあり、場内にトイレを設置することは、大宰府政庁の景観にとって妨げになるというご意見や、駐車台数を確保することも必要であるとのご意見を受け、設置を見送った経緯がございます。

なお、策定中であります観光推進基本計画におきましては、観光の回遊性を高めるための駐車場整備計画はございますけれども、トイレの配置の記述はないことを確認をさせていただいております。

今後、バス駐車場の利用状況や政庁跡にあります既存のトイレの使用状況を見定めつつ、大宰府政庁跡や蔵司跡の整備などの中で総合的に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 回答ありがとうございます。

まず、この質問をする前に、今回の議案第27号太宰府市市営駐車場条例の制度で建設経済常任委員会に付託されておりましたけれども、また再度同じような質問があるかもしれませんけれども、そこは一般質問としてオーケーしていただきたいと思っております。

初めに、2月1日よりその大宰府政庁前にできましたバス専用駐車場が供用開始して、今無人の状態となっています。先ほど部長がおっしゃいました、来年度に有料化をするということなんですけれども、これは今回の条例の中に6月1日開始ということでしたけれども、来年度というのは平成31年度のことですかね。確認だけします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私の回答が正確ではなかったかもしれません。平成31年度からということ考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そして、市長にお伺いしたいんですけれども、施政方針によりますと、2月1日より大宰府政庁跡に供用開始したバス専用駐車場ともあわせて、本市の観光の回遊性を向上させ、経済効果を高める起爆剤といたしますということで、まずは施政方針の中にありました。その中に書いてありますけれども、運営は西鉄などが出資する新会社で、税収効果を期待しているということになっていましたけれども、市長が施政方針で述べられた新会社とはどういうふうな会社なのか、税収効果というのはどういうふうに見込んであるのか、政庁跡にはどれくらいの観光客を見込まれてあるのか。

以上3点、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 施政方針の観光連携による回遊性向上のところによろしいですかね。ありがとうございます。

その中で、済みません、3点全て把握できているかわかりませんが、いずれにしても、今回政庁前に念願の駐車場を供用開始をしまして、現時点では無料での供用となっておりますけれども、今回提案しました条例をお認めを議会でいただきましたならば、平成31年度から有料化をいたしてまいりたいと考えております。

これはやはり、さまざまなほかの駐車場もある中で、市内のですね、そうした中で、大型バスであれば2,000円で、そのうち500円を歴史と文化の環境税に回していただいているという関係上、当然市のこの駐車場につきましても、そのルールにのっとる必要があるだろうと、そのようにも考えておまして、そういうお願いをしております。そういう考え方をしております。

また、新会社の件でありますけれども、今回西鉄さん、また福岡銀行さん、そして三井住友リースさんなど、そういう方々がそれぞれ出資をして新会社をつくっていただきまして、古民家を改修したホテルを運営をしていただくということになります。そうした中で、新会社の所

在は本市に置いていただくことになっておりますので、そのホテルが稼働しまして、一定の利益、収益を上げていただく中で、本市に新たな法人市民税として納めていただくことが期待されると思っておりますが、現時点ではその額などは、まだ私どもとしては試算はできていないところであります。

また、駐車場につきましても、今後当然我々として、さまざまな回遊コースをこちらからも提案をしながら、そうした中でこのバス専用駐車場をお使いいただけるような、こちらからのやはり働きかけ、営業のようなものやっていく必要があるんだろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今市長がおっしゃったように、駐車場を利用されて、この駐車場の税収も税収になれば、私も同じ考えでございます。そうなってほしいと思います。

しかし、回遊性を向上させるということを言われていますけれども、その整備が今現在、6月1日から施行されるのに、もう日にち的にあと4カ月、2月1日から誰でも停めていいよということで、準備期間であけてあると思えますけれども、この4カ月間という間に物すごくやっばりもったいないのではないかと。駐車場をつくってから、本当に動き出すまでに、結局4カ月の間無収となるのではないかと。結局とめる方がいらしたら、今先ほど回答でも機械化すると言われましたけれども、機械化はいつごろまでに、もう6月1日からできるということですかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今回条例で6月1日というのは、条例施行日になりますけれども、一応いつかということであれば、今回3月議会のほうで可決をいただいて、それから4月からそういう委託といいますか、そういうところの現地の工事等々もございますものですから、なるべく早くというふうには考えておるところでございますので、いつからかということは、ちょっとこの場で何月何日ということは言えませんので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そのように部長のほうは今おっしゃいましたので、その件につきましては終わりますけれども、平成31年3月に太宰府市観光推進基本計画素案をパブリック・コメント版で拝見させていただきました。この中に、市内駐車場整備事業ということで書いてあったんですけども、目的、実施方針につきましては、先ほど部長がおっしゃいましたのでわかりましたけれども、太宰府市に訪れたり休憩したりお土産を買ったり食事をしたり、そういうふうな整備、情報発信、PRが必要だということを、その駐車場整備の中にもちょっとうたってあったようでございますけれども、やはり駐車場整備と並行してこういうふうなPR、人にこういうふうな駐車場ができましたよと、そこに車を大型バスでとめることができ、そこから今度はどういうふう回遊して、太宰府の町を散策してくださいというようなのは、やっ

ぱり同時進行に行っていくべきだったんじゃないかなと思っております。

もうできてしまったものを後で、言われなと思いますけれども、今後そういうふうな駐車場とかそういうふうな公的施設をつくられるときには、やっぱり同時進行でいくべきじゃないかなと思いました。

あと、いろいろな太宰府市に訪れたりした人に対しましては、やっぱりあそこの町自体、大宰府政庁跡の前のところには、まだ店も食べる場所も少ししかありません。本当にあそこを回遊して歩いてもらって休んでもらおうと思うならば、あそこをやっぱり民間さんをお願いしたり、そういうようなものを発信していくべきじゃないかなと思っております。

ちょっとかわるんですけども、太宰府市古都の光というのがありました。今観光経済部長であります藤田部長が一生懸命されて、古都の光で人をたくさん呼ばれています。そういった部長さんの力もおかりして、回遊するにはどういうふうに回遊していったらいいかというようなことをしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

つくる人だけではなくて、つくって、観光的にどういうふうに回っていったらいいのかなという、やっぱり横のつながりが、行政で横のつながりを大事にして人を呼び込む。呼び込むためには、やっぱりそういうようなものをつくってもらわないと、PRするためにも何かをつくってもらわないと、人には説明できないと思いますので、その点につきまして藤田部長はどんなふうに、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○議長（橋本 健議員） ちょっと。

○12番（原田久美子議員） 回遊の仕方です。回遊。

○議長（橋本 健議員） 回答できますか。いや、聞くところがちょっと違います。

○12番（原田久美子議員） 私、一番初めに書いていました。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長、お願いします。

○都市整備部長（井浦真須己） 観光については、また後ほど藤田部長のほうからも回答させていただくかもしれませんが、まず今おっしゃっていただきました観世音寺の、平成28年の6月議会で観世音寺地区の歴史的風致維持向上地区計画といいまして、あそこの県道筑紫野太宰府線、市役所の前の通りですね、そこを建物に関しての規制緩和をさせていただいて、店舗併用住宅で50㎡未満しか店舗ができなかったものを、150㎡まで用途を緩和させていただきながら、店舗を誘致しようと、そして回遊性を高めていきたいということでもさせていただいてきましたけれども、その発信につきましても、いわゆるPRにつきましても、太宰府商工会との会議とか、あと宅建業協会の筑紫支部とも毎年、年に1回意見交換会もさせていただいています中で、ぜひこういう制度、こういうところに店舗が持ってこれますよということのPRはさせていただきながら、発信をしているところでございますけれども、なかなか今原田議員おっしゃったように、まだにぎわいと言うまではいってないという状況がございますものですから、そこはまた今おっしゃったように観光部局、あと庁舎の中での担当者との横の連携等々は図っていききたいと、今おっしゃったように人を呼び込むにはどうしたらいいのかということ、

そういうことも考えながら、それと今回、市長のほうも一つの回遊性の起爆剤ということを申していますので、これができたことによって、またプラス効果があるんじゃないかというふうに私自身も思っていますので、その辺は議員の意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 原田議員、少し通告から、少し、微妙に通告外になっている部分がありますので、原田議員の通告は史跡地に係る公営駐車場についてということで質問通告を受けていますが、若干ずれているところがありますので。ただ、藤田部長も準備していますから、今回特別に許可します。

観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） ご指名ありがとうございます。

この観光推進基本計画、まだ今策定中ではございますけれども、この市内駐車場整備事業、こちらのほうも記載をさせていただいております。今お手持ちであれば、44ページに載せておりますけれども、駐車場ができることによりまして回遊性の向上、これは図っていきたいということを考えております。

その前の前のページですけれども、あわせてサイン計画等も整備をいたしまして、より、天満宮の駐車場からではなく、政庁跡の駐車場もしくは水城の駐車場を活用した、そこからの町歩き、またはサイクルシェアというのも今、昨日もちょっとご意見出ていましたけれども、そういうものも実証実験をしながら、まだ計画は十分なものを立ててはおりませんけれども、そういうものも活用する拠点として、駐車場も活用できるのではなかろうかというふうに思っております。

そのような形で計画はつくっておりますので、今後の策定後、これがまた実施されるに当たりましては、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。ちょっと通告外と言われましたけれども、やっぱり中に入ってくるんですね。先ほど部長がおっしゃいました、昔ながらの歩きながら地域の多様な文化財を体験すると、さいふまいるの道筋でもあるということだったので、そういうようなことをちょっと聞かせていただきました。

その回遊ルートの沿線や拠点周辺にも、先ほど言いましたようにサービス機能を進められて、本市に来訪される方々に、ああ、また来たいなというようなまちづくりをしていただきたいと思ひまして、1点目は終わります。

2点目なんですけれども、駐車場の中にトイレが設置されていないということで質問しましたけれども、水城跡には既に小型駐車場だと思いますけれども、あります。それで、今度大型駐車場というのができまして、ああ、本格的にできているんだなと思って、もうでき上がって

鎖が外れて、やっぱり1週間ぐらいは誰もとめる人がなかったんですけども、今ちょぼちょぼととめてある方がいらっしゃると思いますけれども、やはり日本遺産の認定を受けた水城跡でもありますので、そこにはトイレ設置されています。やっぱり大宰府跡にもつけるべきじゃなかったかなというのが、私の率直な意見でございます。

当初の計画ですね、この駐車場の計画につきましては、トイレの設置というのは考えられてなかったのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 先ほど一番最初にといいますか、コンサルのほうに委託をさせていただいて計画を練る中では、一つの案としてトイレも設置をするということで、先ほど回答の中にもありましたように、ちょうど政庁跡側の角のところに設置をすると、そこしかもう、駐車台数の確保もできないですし、大型バスの進入と、あと出るときにも非常に面積といいますか、場所をとるといこともありまして、そういう角地にあつて、3号線から政庁通りに入ったときに、今の景観が損なわれるということが一番大きい理由として、今回設置を見送ったということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私、駐車場の中のインフォメーションという看板をちょっと写させていただきましたけれども、ここの駐車場が使用するトイレは3カ所で、政庁跡を見て左側と奥のトイレと、手前の大宰府展示館ですね、3カ所になっておりました。トイレのことで聞いていますけれども、この室が何室あるのか、室数ですね、トイレの数です。どれぐらいあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実はここの駐車場のトイレを設置する際にも、やはり全体としてどれぐらいあるかということをおどもも検討させていただいてまして、実は政庁跡には私どもとしては4カ所を捉えてまして、政庁跡の北側も1カ所ありますので、そちらも含めると全体で男女合わせて30。30人が利用できるという形で、男性用が16、女性用が12、そしてあと多目的トイレといいまして、男女、障がいを持っていらっしゃる方も利用できるものが2、合計で30台というんですかね、そういう形で台数の確認はしておったところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私のほうでちょっと調べさせていただいたんですけども、建築基準法令集日本建築学会編からトイレの必要量というのを見させていただきました。考え方としては、滞在型の利用数が120万人をベースに、使用頻度などを乗じて求める式がございました。平城宮跡、昨日もちょっと言われましたけれども、奈良県の平城宮跡にもやはり157室数というんですか、設置されているんですけども、合計で、それでもやっぱり足りない。こ

こ太宰府、さっき聞きましたけれども、30ぐらいしかない。

やはり同じ大宰府政庁跡も奈良県の平城宮跡も、同じような形で、同じようなトイレが散見されましたけれども、そういうふうなことも含めて、太宰府、今度できましたところにはトイレをつけてほしかったなというのがちょっとあれですけども、私も大型バスによく乗ることがございまして、おりたときにどこに行くかという、やはりトイレに駆け込むんじゃないかなど。人間の生理現象といいますか、やっぱり体の休息をしたいと思うんですよ、先に。今ある場所が、道路を挟んで大宰府跡のほうに歩いて行かなきゃいけない。そういうような、太宰府で本当におもてなしをされているのかなというのが私は考えました。

皆さんもご存じだと思いますけれども、やっぱりどこかに行ったら休憩するところはトイレじゃないかなと思いますので、トイレは必要、大事なものだとはここで、わかってあるかもしれませぬけれども、続けてお願いしたいと、できるものならつくってほしいと。

それにちょっと関連するんですけども、もしも災害とかが発生した場合は、駐車場が避難場所になると思うんですね。そういった場合には、やはり仮設トイレのマンホールだけでも、できるのであればそれと一緒にマンホールもつくってもらおうと、そこが仮設トイレの場所にも設置もできますので、下水道のこともあると思いますけれども、お金もかかるとは思いますけれども、それも含めて設置のほうをお願いしたいと思っております。

それと、大宰府政庁跡のさっきのインフォメーションのところに、トイレのほうは言いましたけれども、P駐車場というのがありまして、もともと4月、桜のときには警備員がおられて、駐車場があります。そこがPとして認められておりましたけれども、あそこはPとして認められているんですか。案内板にPということになっているので、それを知らない人が見たときに、ああ、ここ駐車をしていいんだと、こっちはお金が要ります、向こうはPってなっているから、向こうにとめる人もいらっしやるんじゃないですか。この駐車場としてのPというのは認めてあるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） ご存じのとおり、県道の北側というのは特別史跡大宰府跡ということで指定されておりますので、駐車場として有料で料金を取ることが今の段階ではできない状況です。多目的広場ということでそちらのほうは設置しておりますので、多目的に使うという意味で、一時的に車をとめられるという状況で今なっております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） これを見たときに、Pって書いてあるから誤解されると思いますので、そのところはちょっとまた話し合いをしていただきたいと思います。

それと、バス駐車場について、解錠と施錠の時間が書いてありました。そこには8時半から17時半と書いてありました。今度条例によりますと、8時から18時までですね。8時から18時までとなっていますけれども、この時間差はどういった理由でなっているんですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 現在、8時半から17時30分までとさせていただいているのは、先ほど文化財のほうで管理している多目的広場も一緒に時間であけ閉めをしていただいていますので、それに合わせまして、今の駐車場も8時半から17時30分ということとさせていただきます。状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そしたら、本当はここに書いてあるのは30分前から利用ができるということで判断していいということですね。

続きまして、やはり国土交通省が駐車場施設とまちづくりに関する施策が適切に連携することが必要ということとされており、国土交通省がですね。駐車場とそのまちづくりに関することは、やっぱり一緒に施策が適切に連携してほしいということとを言っておりますので、先ほどトイレが私は必要ということと言いましたけれども、皆さん観光客でその観光に来たときに、駐車場おりて、やはりトイレは必要だと思っておりますので、利用拠点の整備等もさっきも言われたようにあわせて、必要な回遊ルートに沿道ごとに設置も含めて、今後の計画内容にあわせて整備をしていただくことを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員の質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8番 木村彰人議員 登壇〕

○8番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、観光客のマナー向上に向けた取り組みについてと、太宰府型宿泊滞在促進戦略の進め方について質問いたします。

まず、1件目の観光客のマナー向上に向けた取り組みについてです。

この質問のテーマは、昨年の12月に行われた中学生による子ども議会において、太宰府中学校の生徒さんから問題提起されたものです。中学生から提起された、外国人を含む観光客のごみのポイ捨てやトイレの使用マナーの悪さに対して、マナー向上に向けた立て看板の設置や公園内のごみ箱を増設してはどうかという提案に対して、太宰府市としては、外国語表記のポイ捨て禁止看板を既に数カ所設置しており、必要に応じてさらなる増設の検討を行い、今後きめ細かいマナーの啓発に努めますとの回答でありました。



私は傍聴席でこれらの質疑、回答を聞いておりましたが、この中学生からの問題提起がもっと効果のある施策につながる可能性があるのではないかと考えました。そして、今回ご提案するのは、既にほかの自治体でも導入が行われている、ごみのポイ捨て禁止条例を初めとする環境に関する条例の制定です。

それらのほとんどの条例は、単なる環境改善、マナーアップの理念だけではありません。市民、事業者及び行政の役割を初めポイ捨て禁止等の重点区域の設定や違反行為に対する措置、罰則が定められています。これらの条例には共通して、マナーアップの向上を観光客と行政だけで対処するのではなく、地域総がかりで取り組む姿勢と、悪質な違反者には罰則をも辞さない強い覚悟を感じます。

そこで、太宰府天満宮周辺などの観光エリアにおけるさらなるマナー向上を目指して、ごみのポイ捨て禁止条例等、環境に関する条例による効果と条例制定の可能性について伺います。

次に、2件目の太宰府型宿泊滞在促進戦略の進め方についてです。

太宰府天満宮周辺で、西日本鉄道による古民家を利用した宿泊事業が始まるとの報道発表がありました。楠田市長の施政方針においても、新生太宰府元年にふさわしい先よいニュースの一つに紹介されました。また、本市と観光協定を結ぶ三井住友銀行に大きな役割を果たしていただいております、連携が機能してきた証左であるとも述べられました。

一方、本市としては、観光推進基本計画を策定中の段階であり、民間事業者の宿泊事業が大きく先行する形です。もちろん本市が待ち望む宿泊施設ができるのは大変喜ばしいことです。しかしながら、本市が目指す将来像である太宰府型宿泊滞在ビジョンが示されないまま、民間事業が先行する状況に危うさを感じます。

そこで、このような状況で、今後どのように太宰府型宿泊滞在促進戦略を進めるのか伺います。

以上、2件お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の観光客のマナー向上に向けた取り組みについてご回答を申し上げます。

ポイ捨ては、ごみの不適切な処理方法の一つでございまして、廃棄物処理法や軽犯罪法などに抵触する違法行為でもあります。本市におきましては、環境マナー向上の観点から、平成13年に環境基本条例を制定しまして、市、市民及び事業者が互いに協力し、連携を保ちながら、良好な環境の保全、創造及び形成を図ることといたしております。

また、廃棄物や散乱ごみに関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例などを制定し、生活環境の保全を図るところであります。

また現在、地域の皆様や団体による活発な清掃活動が実施されておまして、市といたしましても、歴史と文化の環境税を財源とする幹線道路周辺美化事業など、観光エリアにおける清

掃活動を通じて美化意識の醸成に努めているところであります。

重点区域を指定し、ごみのポイ捨てや路上喫煙を防止する取り組みにつきましても、外国人を含む観光客に対しいかに周知を図っていくかなどの課題はありますが、環境美化に対し一定の効果は認められるものと思っておりますので、条例制定の可能性につきましても今後調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。

私の質問の趣旨としては、環境に関する条例による効果と条例制定の可能性についてお伺いしたわけですが、ご回答の趣旨としては、一定の効果は認められるものの、条例の制定の可能性については今後調査研究していきたいということであったと思います。もう少し前向きなお答えをいただくために、もうちょっと理解を深めたいと思いますが、まず太宰府天満宮参道周辺の環境の状況についてちょっとお伺いします。

駅、公衆トイレ、あと天満宮等のごみ箱とかそこらの状況、あと公衆トイレの使用状況、我が市の観光入り込み客数は年間900万人を超えて、1,000万人に近くなってきていますので、そこら辺の状況も踏まえて、実際の天満宮参道周辺、観光スポットの環境状況というのは、今どのような状況でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 観光地ということで、参道エリアの環境については私のほうから回答させていただきます。

天満宮の参道でございますが、私どもも定期的に観測はいたしておるところでございます。また今回、日本経済大学の留学生によります、民間の創業した方がいらっしゃいますけれども、その方も先日点検をしていただいているところでございまして、基本的にはごみは少ないと、大きなごみはほとんど出ていない、参道はですね、という報告をいただいております。ただ、茂みの中にたばこのポイ捨てがあるということは散見されるということでございます。

一番大きなごみといたしましては、天満宮の上の総合案内所のごみ箱、また駐車センターにありますごみ箱、こちらに比較的大きなごみが大量に捨てられているということでございます。考えられるものとしましては、薬局で買った外箱であるとか、そういうのはごみを捨てているところは私たちも現認したところでございます。

トイレにつきましては、確かにトイレの使用状態はよいとは言えません。特にクルーズ船が入ったときとかは、汚れているというのが散見されているということで報告を受けておりまして、私どもも清掃を委託しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ありがとうございます。

そしたら、ご回答の中でも、環境に関する条例の制定で一定の効果があるということ述べられたわけですが、もうちょっと私のほうから、この環境に関する条例の制定の効果についてちょっと補足させていただきたいと思います。

この環境に関する条例を制定することにより考えられることなんですけれども、一般的に、本市でもマナー向上の看板を設置しておりますけれども、そのマナー向上設置看板の明確な根拠になると思います。そして、措置、罰則等による抑止効果も考えられます。重点監視区域を設定することによりまして、さらに抑止効果が高まると思います。また、市民、観光客も含みます、事業者、行政の役割を明確化でき、地域総がかりで取り組む体制ができるのではないかと思います。そのほかに、自治体の環境改善、マナー向上に対する姿勢、覚悟をしっかりとこの条例によって発信できることになると思います。

そして何より、これ条例そのものというよりも、この環境条例をつくる活動、取り組みが、それこそ市民、行政のマナー向上につながるのではないかと思います。ご回答の中でもございました、もう既に太宰府市には環境に関する条例が2つありますよということで、1つが廃棄物の処理及び清掃に関する条例と、もう一つ、空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例、2つありますよということなんですけれども、この条例について詳しく見ていこうと思うんですが、どちらかというと空き缶等の散乱防止、こちらのほうなんですけれども、この条例、私もちょっと調べましたら、実はこれ、ちょっと古い条例ですね。平成5年、今から26年前に制定された条例であります。

この制定の趣旨としては、それこそ空き缶等、瓶、缶ですね、瓶、缶の散乱防止を目的として、その再資源化を狙ったものです。今回、この2つの条例で、それこそ中学生が問題提起した天満宮周辺及び観光地の環境、マナーの向上にこの条例で対処できるのか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今議員からのご質問でございますけれども、太宰府といたしまして環境に関する条例は幾つかございますけれども、その中の空き缶等の散乱防止の関係でございますが、この中でそれぞれ市の責務でありますとか事業者の責務、住民等の責務という規定がございます。この中で事業者におきましては、散乱を防止するために設置、いわゆる回収する場所の設置を義務づけるような規定もございますので、そういう点につきましては環境保全につながる条例というふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この条例なんですけれども、26年前から制定されておまして、どのくらい本市の環境美化向上、マナーアップに寄与していたかをちょっとお伺いしたいんですけれども、ちなみにこの条例に基づいて実施された施策、活動はございますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） まず、この条例につきましては、条例の制定番号というか、日付的に見ていただきますと、平成5年ということで、確かにもう年数はたっているかと思います。

当時の福岡都市圏の市町共同で制定されたものでございまして、住民でありますとか滞在者の方に対してごみのポイ捨て行為を禁止するとともに、飲料用の瓶、缶等につきまして、販売者の方に散乱を防止して再資源化のために必要な措置をとるよう定めたものでございます。

飲料用の瓶、缶等の散乱防止につきましては、先ほど申しましたように、販売者によりまして自動販売機付近での回収容器の設置が、この条例でおおむね定着したものだと思っております。

この条例に基づいて実施された施策、活動ということでございますけれども、平成5年につくられた当時、福岡都市圏17市町村で構成をされておった協議会でございまして、環境保全に関する国でありますとか県への要望、また先ほど言いましたように自動販売機設置業者等の事業者に対する協力要請、またポスターによりましてポイ捨て禁止のPR等を過去には実施したということがございます。

なお、平成18年度以降につきましては、協議会という団体としてこのポイ捨て禁止に関しての活動というのは特に行われておりませんで、各自治体が個別に実施をするということになっているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この条例なんですけれども、制定当初はそれこそかなり画期的な条例だったと思います。ちなみにこの条例制定の経緯をちょっとご説明しますと、これ太宰府市単独でつくったわけではございません。福岡市都市圏広域行政推進協議会の構成市が共同で作成、制定したものです。これ、福岡都市圏の9市8町で全く同じ条例をつくっております。

この条例をつくった契機としては、それこそ500mlの小型のペットボトルが非常に爆発的に普及する直前につくられております。その前につくられた条例ということで、一定の効果は私もあったと思うんですけれども、当然これ、ごみを回収して、ペットボトルも含めたところでの瓶、缶を回収して再資源化するという一定の目的のもとに、この福岡都市圏で制定されたものですよね。

しかしながら、もう26年もたっています。環境と一言に言ってもごみだけじゃありませんよね。先ほどご回答もありました、トイレの状況とかもありますのでね。また、歩きたばこ、そのたばこのポイ捨てということもございます。また、この条例でカバーできていない、回収しないごみというものもあると思いますので、そこで新たな環境に対する条例の制定、この取り組みが私はどうしても必要じゃないかと思うわけなんですけれども、そこでこの新しいタイプの環境に対する条例のほかの自治体の制定状況が非常に気になる場所なんですけれども、例えば今言いました歩きたばこ禁止等のその他環境というものを広く捉えた新しいタイプの環境に対する条例、ほかの市、行政の、自治体の制定状況のほうはどうでしょうか。わかる範囲でお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今回の空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の第5条の第2項には、たばこの投げ捨てというのも規定はございます。ただ、基本的に多いのは、ごみの路上投棄対策を目的に、ごみの散乱を防止する条例というのは、先ほど市長も回答いたしましたように、本市を含めて県内ほぼというか、多数ございます。

議員ご指摘の生活環境の保全を目指します、いわゆるマナーアップ条例につきましては、全国各地ではさまざまございますけれども、近隣といたしましては福岡市の人に優しく安全で快適なまちをつくる条例でありますとか、大野城市の迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例というのがございます。路上喫煙について、過料徴収を条例に明記している自治体は、福岡市を初め都市部を中心に、調べた範囲でございますけれども、全国で40件ほどございますほか、過料はなくて努力義務とする自治体も15件ほどあるということで把握をしております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ありがとうございます。この新しいタイプの環境に関する条例なんですけれども、ご回答の中でもありました、第3次太宰府市環境基本計画、これをちょっと参照します。こちらの55ページによりますと、良好な生活空間をつくるための行政の具体的な取り組みとして、市民や事業者のマナーアップを図るための条例を制定しますとの記載がございませう。この記載に基づいて、どちらかというとなマナーアップを向上させるという意味での環境条例が必要だと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私も改めてこの第3次太宰府市環境基本計画を読ませていただきまして、59ページ、そのような指摘があることも改めて認識をいたしております。

そうした中で、この計画自体が平成23年3月に立てられたものでありまして、私自身、もちろんそのときは市長就任前でありますけれども、恐らく10年間の基本計画だと思いますので、もう少しこの計画にも時間がございます。先ほど来の木村議員のご指摘もしっかりと真摯に受けとめながら、こうした市民なり事業者等のマナーアップを図るための条例も含めて、調査研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） なかなかちょっと前向きな形でいかないところが非常にもどかしいところなんですけれども、やはり繰り返しますけれども、この条例制定の直接の効果というよりも、新しい環境に関する条例をつくる行動をやりたいと、一步踏み出したいというご提案と理解してください。

この環境に関する条例の制定により、いろいろな効果が期待される、先ほどご説明しました、あるわけですが、私の本心、実は条例の直接的な効果よりも、この条例をつくるための活動や取り組み、これ自体を非常に重要視しておりまして、市民と事業者、そして何より我々ですね、行政自身の意識改革となつて、環境に対するマナーアップにしっかりつながる

んじゃないかと。条例ができるまでの活動、行動で、それこそそういうマナーアップの土壌が醸成されるんじゃないかと思います。

この今回の一般質問なんですけれども、そもそもこの提案は、発端としては太宰府中学校の中学生の問題提起でございました。中学生の問題提起がもう少しいけば施策につながる体験というのは、主権者教育としての副次的な効果もあるのではないかとも思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、この後の質問でも出てくると思いますが、先日の子ども議会ですね、そうした中で子ども・学生未来会議という私自身の思いの中でもありますし、子どもたちのもちろん権利として、あのような場で堂々と発言し、提案をしていただいたと、子どもたちに、中学生にそうした提案をしていただいた。この取り組みの意義、そうした提案の重さ、こうしたものはしっかりとやはり受けとめる必要があると私も思っておりますので、木村議員がおっしゃるように、まさしくそうした提案をしていただいた中学生も含めて、こうした取り組みを調査研究などを、私どもだけではなくて、そうした市民の皆様も巻き込んだ形で行うことが、まずはそもそもそうした意識の向上につながるということはもっともだと思いますので、そうした手法も含めてこれから検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら、1件目の最後になりますけれども、これから本市は観光振興を積極的に図るわけですが、観光客が増えれば増えるほど、天満宮参道周辺の環境とマナーが悪化するリスクが高まるものと思われまます。本市の観光推進政策においては、この環境政策をセットで推進する必要があると思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも確かにおっしゃるように、観光政策と環境政策、こうしたものに限らずでありますけれども、本市全体でさまざまな施策をやはり総合的な行政として行っていくことは、大変重要な観点でありますし、おっしゃるように観光客を多く招き入れる、そして滞在時間、回遊性を高める。そうした中で、まさしく市民の皆様にとっては、そのことによってさまざまな弊害も生じる可能性もありますし、既にそういうことが生じておりますので、そうした意味でも、さまざまな施策を総合的に組み合わせながら行っていくことは、大変重要なことだろうと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね。観光政策と環境政策は、両輪という形でしっかり進めていただきたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の太宰府型宿泊滞在促進戦略の進め方についてご回答申し上げます。

議員ご指摘の先日発表されました西日本鉄道株式会社による古民家を利用した宿泊事業であります。西鉄が福岡銀行などと共同出資会社を設立し、太宰府市内の古民家を宿泊・飲食施設として利活用し、観光客に太宰府に宿泊していただくことで、市内の回遊性を高め、滞在時間の増加を図り、地域や沿線のにぎわいを創出していきたいとするものであります。

この事業は、三井住友銀行と本市が平成29年3月に観光振興に係る連携協力に関する協定を締結したことに端を発し、太宰府におけるまちづくりについてさまざまな意見交換をしていく中で、古民家などを活用した宿泊施設のあり方について可能性を見出したものであります。

本市としては、運営組織や実施主体について、関連企業と協議の上、民間主導で行うことが最善であると考え、事業スキームをつくってまいりました。

私にとりましても、かつて在籍をしておりました気心の知れた銀行でもありますし、また西鉄さんも太宰府委員会を立ち上げていただき、密に連携をしてきた間柄でもありますので、民間事業が大きく先行するという指摘は当たらないと考えております。

本市といたしましては、こうした成功事例を起爆剤とし、観光推進基本計画を早急に策定しつつ、新たに大宰府政庁前に供用開始した駐車場や、新春スペシャル番組で紹介された名所旧跡などを組み合わせたブラタモリコースの開発、太宰府の歴史と文化を堪能していただくコト消費の商品化などで、本市への宿泊、長期滞在を促してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 2件目の趣旨としては、この太宰府型宿泊滞在促進戦略、これを太宰府市が主導してリードしてほしいという趣旨でご質問させていただいたものなんですけれども、まずこの太宰府型宿泊滞在促進戦略、これなかなかちょっと私もまだなじみがないタイトルなんですけれども、これについてちょっと詳しくご説明していただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） お答えいたします。

まず、今回策定をいたしております観光推進基本計画でございますけれども、こちらを主要なターゲット層を、質の高いサービスを求める層、滞在時間が長い層、消費額が期待できる層などに置きまして、インバウンドについては、日本文化、歴史に高い関心を持ち、外的要因による影響を分散させるために、これまでのアジア諸国だけではなく欧米豪地域の来訪者を、国内では、シニア層や女子旅など比較的時間的な余裕があり、経済的な余裕がある層を想定いたしております。

古民家ホテルにつきましては、基本コンセプトの中にも同様のターゲット層を持つということがありまして、このコンセプトに沿ったリノベーションを行っていくという予定でございます。

以上が太宰府市が考えています太宰府型宿泊滞在促進戦略でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、太宰府型宿泊滞在促進戦略、こちらのほうは、これ実は、今策定中の太宰府市観光推進基本計画の中の4つの戦略の一つです。しかしながら、この推進基本計画というのはできたわけではないですよ。今策定中だと思います。

先ほどご回答にもありました。これは民間事業が大きく先行する指摘は当たらないという形だったんですけれども、こちら辺、しっかり確認していきたいんですけれども、この太宰府型宿泊滞在促進戦略、これはまだ完全にできたわけじゃないのに、民間事業者さんのほうは粛々と、着々と事業を進められているということなんですけれども、これは民間事業が先行している形にはならないのでしょうか。

私は別に、民間事業を何も批判しているわけでもないし、否定しているわけでもありません。どちらのスピードが、どちらが速くて、どちらがリードして進んでいるのかということを確認したいだけで。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん私が就任する前から、長らく進められてきたことも多々ございますし、そうした中でさまざまな条例などもつくる中で、これまでもホテル誘致に力を入れてきたところでもございます。

そうした中で、私が申し上げたかったことは、議員ご指摘のように、ご質問では民間事業者の宿泊事業が大きく先行する形と、そういうご指摘でありましたけれども、決して我々が先んじるとか、民間の方が先んじるということではなくて、歩調を合わせながら、我々もそうした情報を把握しながら、そしてよりよいこうした民間主導の形も必要でありましょうし、我々がもう少し主体的に絡んだ形も必要でもありましょうが、いずれにしても密に連携をしながら歩調を合わせていくということが、お互いにとって重要なことであるということを私は申し上げたかったことであります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 西鉄が今進めている古民家を利用した宿泊施設事業なんですけれども、これ西鉄グループの広報紙の中のこれコメントなんですけど、太宰府市内やほかの沿線地域における回遊性を高め、滞在時間の増加を図り、太宰府のブランド力向上やさらなるにぎわいの創出を目指すとして書いてあります。これは余り注意しなくて読めばそのとおりなんですけれども、これ私としては、これ楠田市長の口からこの部分しっかり発信してほしかったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申して、私が記者会見できるならさせていただきたいという願望はないわけではなかったわけではありますが、もちろんそうしたこと自体、当然民間の方々が主導するというのを我々も認識した上でやっていただいておりますし、そこで私がまた市としても



出しゃばり過ぎるのも決していいことではないという中で、西鉄さんが代表して今回記者会見をされております。

ただ、これまで申し上げてきましたように、西鉄さんも最初から単独でこの事業を進めてきたということでは決してなくて、やはり三井住友銀行さんが丹波篠山の事例なども既に全国的に取り組んでいく中で、太宰府のまちづくりに、太宰府らしい観光にそれが一番適しているのではないかという情報をキャッチをされて、そして西鉄さんなり福銀さんなりそうしたところに協力を要請しながら進めてこられた。当然そのときに市の担当もしっかりとかかわりながらやってきたということでもありますので、まさにウィンウィンの関係で進めてきているものであろうと、そのように認識をしております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 私の考えとしては、しっかり太宰府市がリーダーシップをとってほしいということ、ちょっと引き続き理解を深めさせていただこうと思いますけれども、ここで他市の同じようなまちづくりの事例とちょっと比較をしながら、本市の太宰府市型宿泊滞在促進戦略について見ていこうと思いますけれども、ちょっと私が比べたいのは、福岡市が実施する天神ビッグバン事業、こちらのほうと比べさせていただきたいと思います。

かなり規模的には大分差がありますので、厳密にはちょっとおかしいかなというところもありますけれども、この天神ビッグバンというのは、これは正式名称じゃないんですよね。福岡市の天神地区の再開発事業のことをいう通称であります。ちなみに天神ビッグバン、事業の主導は西鉄じゃないんですよね。福岡市ですね、福岡市。であれば、今回の太宰府市の太宰府型宿泊滞在促進戦略、この事業の主導は市ではないのでしょうか。

先ほどのお答えの中では、民間主導が最善であるというお答えだったんですけども、この主導、誰が主導かといったら、やはり天神ビッグバンは福岡市である。この宿泊滞在促進戦略については、民間事業者じゃなくて、太宰府市が方向性を示して引っ張っていく主導であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来申し上げておりますように、もちろん今後観光基本計画を打ち出しまして、この太宰府型宿泊滞在促進戦略ということも正式に決定をしましたら、これまで以上に我々として主体的にこうしたことの進め方の中で、今後のさまざまな民間のそうした活動も含めて、我々ももっとコミットした形で発表することはできる可能性も十分あると思っております。

そうした中で、福岡市の事例も挙げられましたけれども、もちろん福岡市の中で天神ビッグバンなりさまざまな施策を、高島市長が先頭に立って行われていることはもちろん存じ上げておりますし、その点に学ぶ点も多々あると私も考えております。

今後はぜひとも、私も就任して1年余りたちまして、観光基本計画もようやくでき上がります。この観光基本計画自体、ご存じのように先代市長のときから準備は進められておりました

けれども、残念ながらさまざまな混乱の中でこの時期になってしまったということは、市にとっても残念なことでありますけれども、できるだけ急ぐ中でこの時期になったところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひますし、今後市としましても、この観光にとどまらず、まちづくりの体制も総合計画などでつくっていくこととなりますので、そうした中でこうした用途地域、規制緩和など、そうしたものもしっかり議論しながら可能性を探ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 引き続き関連しまして、この事業に参画する参加事業者の事をお伺いします。ちなみに天神ビッグバンにつきましては、中心になるところが西鉄、福岡地所、九電、その他多数の民間事業者が参画しているわけなんですけれども、本市のこの事業については、今のところ西鉄、SMBC、福銀というところでしょうけれども、さらなる民間事業者が参画してこなければ、この事業が広がっていかないとと思ひますけれども、その見込みについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず私から答えまして、足りない点がありましたら担当からも答えさせます。おっしゃるように福岡市ですね、さまざまな企業が参加をされている。そして、太宰府もそう申し上げながら、西鉄さん、また福銀さんは、地場としては非常に最先端のさまざまな施策を行っておりますけれども、そこにやはり都市銀行のメガバンクの一つである三井住友銀行も加わっているということが、本市にとってはやはりかなり強みでもあると思ひておりますし、もちろん今後、さまざまな担当を中心に議論を重ねていく中で、当然さまざまなほかの企業というところも参加していく可能性は十分あると思ひておりますし、そのように進めていきたいと思ひております。

なお、先ほどの質問でもありましたが、我々民間主導が最適と申しましたけれども、やはり西鉄さんは太宰府駅まで電車が通じていると。五条駅もありますし、二日市駅もありますし、都府楼前駅もあります。そうした中で、西鉄さんは大変本市においてさまざまな交通の、旅人もありますし、電車なりバスなりで非常にコミットしていただいている会社でありますし、福岡銀行なりそういう金融機関がやはり豊富な資金力を持って、こうしたホテル事業に力を注いでいただくことこそ重要であろうと。本市がそこで仮にお金を出していくというよりは、やはり民間主導でやっていただくことが最適ではないかということで、このような決定になっているということは、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 続いて、こういう事業を進めるときに非常に一番ポイントになるところなんですけれども、規制緩和措置についてお伺いします。天神ビッグバンの場合は、容積率と高さ制限の緩和というところで非常に大きなメリットがあるというところで、民間事業者の方がどんどん入ってくるという流れをつくっているわけなんですけれども、本市の太宰府型宿泊

滞在促進戦略については、この事業を加速化させる規制緩和措置、インセンティブについてはどのようにお考えでしょうか。

ちなみに同じようなこの古民家再生の宿泊事業におきまして、国家戦略特区による規制緩和とか税制優遇措置を設けて、民間事業者の事業を側面から支援するという方法が非常に有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） まず、税制等も含めた規制緩和措置でございます。まず、規制緩和措置のほうからお話をさせていただきますけれども、必要があれば、その都度協議をしながら、国、県と協議をして進めていくということを考えております。

この古民家ホテルに限らず、今後発生するであろうさまざまな事業につきましても、当然規制緩和等必要なものが生まれてくるかもしれません。今現在、全てを想定しているわけではございませんので、その都度協議が、向こうから相談があり次第、さまざまな協議に乗っていくということを考えております。

観光推進基本計画につきましても、官民連携による事業化ということをやっております。これは向こうの事業者が一方的にするものではなく、やはり太宰府市と一緒に進めていくということが最善であろうというふうに私どもも考えているところでございます。

次に、税制の優遇措置等でございますけれども、太宰府市には今現在、ホテル等設置推奨条例というのがございまして、新設に当たりましては、投下固定資産総額が1億円以上であるホテルであるとか、増設の場合は増設部分の投下固定資産税額が5,000万円以上であるホテル等、これに関しても税制優遇措置、補助ということで固定資産税の半分を3年間補助として支出するということがございますし、古民家につきましても、太宰府市町並み整備助成事業補助金交付規則がございまして、こちらにつきましても古民家をリノベーションする際には活用できる補助金であるということでございます。このような制度を設けながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これから規制緩和する部分もあれば、既に現段階でもうそういうメリットがあるというご説明、ご回答だったと思いますけれども、確かに今ご回答いただいて、私も理解しましたが、これもしっかり整理して情報発信するという形の取り組みをされたらいかがでしょうか。それによって、例えば古民家または宿泊事業で太宰府地区に参入しようと思っ  
ている方がいれば、一から調べなくてもいいわけですね。太宰府ではこういう形のメリットがあるよ、インセンティブがあるよということをしっかり情報発信することによって、さらにそのステップが省略されるわけですからね。これはしっかり取りまとめて、簡略的にまとめて情報発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これは大切なまたご指摘でありまして、おっしゃるようにこうしたことを全て整理をしながら、そして我がほうとして、市としても主体的に情報発信していくことは大変重要だろうと考えております。これまでの取り組みなり、そして観光基本計画が今回策定が終了いたしましたら、ここは大々的に我々としても情報発信を図っていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 天神ビッグバンと比べるのは最後の項目になりますけれども、ソフト事業ですよ。天神ビッグバン、これ再開発だけじゃなくて、ソフト事業も両輪で進めていらっしゃるみたいです。起業・創業支援ですね。スタートアップカフェで創業と雇用の創出をやる。この両輪で福岡市、天神地区だけじゃなくて、福岡都市圏を盛り上げていくというようなことだと思うんですけれども、本市の場合、太宰府型宿泊滞在促進戦略についてに関するこのソフト事業的なものは、どのようなものをこれから展開していくんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 今現在行っておりますのは、創業支援、こちらは基本的に商工会のほうで創業支援をしていただいておりますけれども、今度6月1日に太宰府にも入ってきます THE RAIL KITCHEN CHIKUGOですね、西鉄の電車、キッチンカーがありますけれども、そちらでもうたってありますけれども、地元の食材を使うであるとか、そういうことがうたってあります。太宰府もその地元の食材を提供できるように、新たな農業施策を展開していきたいと、これも一つの創業支援だというふうに思っております。

また、今回の古民家につきましても、やはり地元の食材を使ったフランス料理を提供していきたいということもおっしゃっています。太宰府にそれだけの食材がまだ提供できない部分もございますけれども、積極的に取り組んでやっていきたいというふうに思っておりますので、まずは商業による創業支援、また農業による創業支援、これに関しましては、県の農林事務所福岡普及指導センターのほうにも協議をいたしまして、新たな農業の展開を見据えた協議を進めておるところでございます。

ほかにも産業推進協議会というものを、市長の指示によりまして今進めておるところでございますけれども、こちらにも新しい産業、農業、産業、開発を含めて、ブラッシュアップを含めて進めておるところでございます。この辺も一つのソフト事業と言えらると思います。

また、今回観光推進基本計画を策定いたしております協議会でございますけれども、現在学識経験者を含めさまざまな分野から20名の委員さんが出てきていただいております。その方々の知見もいただきながら、その方々のまた情報発信力をお願いしながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今回の2件目の私の質疑、ちょっとまとめさせていただきますと、まず、これはちょっとなかなか意見の差があるところなんですけれども、まず1つ目が、この事

業を進めるに当たっては、太宰府市が主導をしてくださいということが1つ。2つ目が、事業を促進するためにはインセンティブが必要だよということが2つ。3番目が、今ご回答ありましたソフトの部分ですよ。ソフトの部分はしっかり充実させて、ハードとソフトの両面で事業を推進するのが一番効果的ではないかと思うところでした。

最後なんですけれども、先ほどからこの太宰府型宿泊滞在促進戦略、何回も私かんでいるんですけれども、これ、それこそ天神ビッグバンに倣う形で、この長い名前のまず愛称ですかね、キャッチフレーズからつくってみたらどうかと思うんですけれども、親しみやすい名前、タイトルをしっかりつけたところでこの事業を進めていただきたいと思うんですが、最後にこれの回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これもおっしゃるとおりでありまして、やはり名前は体をあらわしますから、名前は非常に重要であります。そうした観点から、議員のご指摘もいただきながら、新たな名前を考えてまいりたいと思います。

一方、天神ビッグバンという言葉自体は、決して観光だけではない、まちづくり全体の都市計画全体の言葉でありますし、私自身も今後いわば総合計画的なものを立てる上で、この天神ビッグバンという名前に負けられないような親しみやすい、わかりやすいそうしたネーミングも、町全体としても当然考えてまいりたいとも思っております。

なお、先ほど部長からも申しましたけれども、やはりソフト戦略の中で、福岡市ではできないことということで考えますと、やはり太宰府市は歴史なり文化なり緑なり、こうしたものが豊富であるという中で、先ほど最初の答弁でも申しましたように、名所旧跡などを組み合わせたブラタモリコースと申しましたが、やはり我々の職員も非常に専門的であります。そうした職員なども積極的にこの案内などにも活用しながら、こちらから、市が主体となって主導しながら、どのような観光コースがここに訪れる方にとって望ましい形であるのか。先ほど来の駐車場を活用したりとか、さまざまなそうした誘導を図りながら、こちらのほうからそのあり方を提案していくような、そうしたことを私自身考えておりますし、またさまざまな名所旧跡での体験を積むということ、このコト消費ですね、それもソフト事業として非常に重要でありますし、これは福岡市ではなかなかまねができないことだろうと思っておりますので、太宰府ならではのこうした事業というものも積極的に発信をしていきたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔6 番 堺剛議員 登壇〕

○6 番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 件目は、今後計画されている本市の学校 I C T 導入活用推進について伺います。

政府は、学校の I C T 環境整備に係る新たな地方財政措置として、2018年から2022年度まで5カ年計画、単年度1,805億円を打ち出しています。新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力などと同様に学習の基礎となる資質、能力と位置づけられ、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されています。小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、本市においても今後の学習活動は積極的に I C T 機器を活用することになると思います。

I C T 化導入経緯としては、平成23年に教育の情報化ビジョンが策定され、それを受けて学びのイノベーション事業で実証研究がなされ、報告書では、I C T 機器を整備した教育環境にすることを目的にしています。その中で、I C T 活用の留意事項として、学校における情報セキュリティについてと、健康面における配慮事項について指摘されており、今後の本市の I C T 機器導入及び I C T 教育推進に向けて、児童・生徒の安心・安全の環境と健康を留意する内容となっています。

また、文部科学省では、I C T 活用推進において、青少年を有害情報から守るための取り組みの推進を図るため、学校における情報モラル教育の推進を投げかけています。学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童・生徒の発達の段階に応じて情報モラルを身につけさせることの重要性を強調しています。

文部科学省は、児童・生徒を取り巻くインターネット環境の変化等を踏まえた教師用指導資料の改定、充実を行うとともに、従前に引き続き児童・生徒向け啓発資料の作成、配付、教員等を対象としたセミナーの実施等により、情報モラル教育の一層の充実を図ることとしています。

以上のことを踏まえて、以下の3点について伺います。

1 点目、裸眼の視力が1.0未満の小学生と高校生の割合が過去最高になったことが、昨年12月に2018年度学校保健統計調査、これは速報値でございますが、それでわかっております。文科省は、専門家の意見では、スマートフォンや携帯ゲーム機の使用によって、近くで画面を見る時間が増えていることが影響しているようだとしています。そこで、本市の視力の判定状況について、わかる範囲でお聞かせください。

2 点目、視力については、学校保健安全法施行規則第6条において視力検査を行うと記述されており、視力検査の方法や技術的基準は、児童・生徒の健康診断マニュアルの中で遠見視力検査を提示されています。

そこで、お尋ねします。本市の教育現場では、今後ICT教育の推進により、黒板の文字を判断する遠見視力に加えて、タブレット画面の文字を判別する近見視力検査が必要になると思いますが、所管並びに市長の見解をお聞かせください。

3点目、厚生労働省研究班は、2018年9月に、中高生の1割超がネット依存の疑いがあるの衝撃的な調査結果を発表しています。そこで、本市においてもネット依存がわかるスクリーニング検査——適格検査なんですけれども——を推奨したいと思いますが、所管並びに市長のご見解をお聞かせください。

2件目は、中高年のひきこもりについて、本市の現状と課題認識及び対策について伺います。

学校や仕事に行けずに、家族以外の人との交流がほとんどなくなるひきこもりは、1980年代以降、若者の問題として扱われてきましたが、その期間が長期化して本人が40、50代になると同時に、親も高齢化して生活が困窮するケースが相次いでいます。

そのような状況の中、厚生労働省は2018年度から、自治体の担当者らがひきこもりの人を訪問して就労体験への参加を促す、地域における訪問型就労準備支援事業をスタートしています。家族だけでひきこもり状態を脱出させるには限界があるだけに、本市の行政に課せられる期待は大きいものと認識いたします。

ただ、長期間引きこもっている人が社会復帰することは容易ではないと思います。そのことを踏まえ、本市に求められる行政サービスとして、ひきこもりの人にどう社会で活躍してもらえるか、訪問支援を含めたきめ細かな支援を強化する必要があると認識いたします。ゆえに、本市の地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い、いきいきと暮らし続けることができる福祉のまちづくり」の観点から、以下の2点について伺います。

1点目、本市のひきこもり支援の強化の全体像として、現状と課題認識について市の見解をお聞かせください。

2点目、ひきこもり支援を推進するための体制整備を検討されているのかお伺いします。

以上、2件の質問事項をお尋ねします。なお、回答は件名ごとにお問い合わせ申し上げます。再質問は質問席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の本市の学校ICT導入活用推進についてご回答いたします。

児童・生徒の情報活用力を育成することを目的として、ICT環境の整備を計画的、段階的に行うことについて、議会初日の施政方針の中でも述べさせていただきました。このことは、いち早く新学習指導要領が求める学習環境づくりに対応するとともに、変化の激しい情報化社会を生き抜く子どもたちを育てる上で、大変意義あることだと考えております。

しかし一方で、さまざまな情報機器は健康に好ましくない影響を及ぼしていることも想像にかたくありません。

学校のICT機器の導入につきましては、学力の基盤や学力の育成に資するという教育的効

果だけに目を向けるのではなく、議員にご提言いただいております近見視力やネット依存対策も含め、ICT機器の導入によってどのような課題が生じるのかも調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 所管の見解につきましては、私のほうからご回答いたします。

まず、1項目めの現行の定期健康診断の視力判定状況について現状を伺うについてお答えいたします。

福岡県企画・地域振興部調査統計課が出しております平成30年度版の学校保健統計速報によりますと、裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学校で38.4%、中学校で60.1%であり、年々なだらかに増加している傾向にあります。また、全国平均と比較して、小学校で4%、中学校で5%程度、福岡県は高くなっております。

以上のことから、裸眼視力1.0以下の児童・生徒は年々上昇傾向にあり、視力の低下は健康上の課題として十分認識すべきことだと考えております。

次に、2項目めのICT機器導入に当たり、今後の健康診断の検査項目に近見視力検査が必要と思うが、見解を伺うについてお答えいたします。

学校で行っております健康診断につきましては、学校保健安全法施行規則に示された検査項目に視力は位置づけられておりますが、あくまでも教室のどこから見ても黒板の文字が見えることという考え方を背景に、遠くを見る視力である遠見視力検査が行われてきました。

今後、授業の中で一人一人がタブレット等を使った学習が増え、近くを見る機会が増えてくるのではないかと考えます。近見視力の測定につきましては、さまざまな研究事例や国、県の動向等も注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

最後に、3項目めの中高生のネット依存対策としてのスクリーニングの導入について見解を伺うについてご回答いたします。

インターネットの普及により、生活は大変便利になりましたが、ネットへの依存は自己の能力発揮の妨げとなる、他者と面と向き合ったコミュニケーションが成立せず、人間関係の構築がうまくいかないなど、さまざまな問題につながっていることも事実です。

ネット依存対策としてのスクリーニングにつきましても、近見視力同様、さまざまな研究事例や国及び県の動向も注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。調査研究していただくということで、前向きなご回答だというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

ただ、ここでちょっと1つ確認でございます。先ほども述べました国の動向、5カ年計画を説明させていただきましたが、本市においてもこのように進めていくのか、ちょっと確認をさ

せていただきたいんですが、国のほうとしては、幼稚園が平成30年度からで、小学校は平成32年、中学校は平成33年度から、そして高等学校は平成34年度からという形なんですけど、こういう形の期間に合わせた形で、本市においても導入されていくという認識でよかったですでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） このご質問につきましては、私のほうから回答申し上げます。

少し詳しくなりますが、文科省は平成29年、一昨年、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を取りまとめました。具体的な整備項目と目的とされる水準を示すとともに、当該整備方針を踏まえまして、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画を策定いたしましたところでございます。

太宰府市では、整備方針に示されております教職員用のコンピューターの配備、それから超高速インターネット及び無線LAN環境の整備、ICT支援員等の配置につきまして、平成30年度に補正予算を計上いたしまして、平成31年度からの運用が始まります。そのほか、児童・生徒用コンピューターにつきましては、平成31年度に28台、平成32年度に290台、電子黒板につきましては平成31年度に53台、平成32年度に42台配備することといたしております。

平成33年度以降につきましては、これらの機器の活用状況を勘案しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） この事業につきましては、私も以前、一般質問だったと思いますが、推進するようにお願いをした立場の者でございます。その推進についてはお願いしていきたいと思っております。

それで、市長、実はこのICTの推進における過程の情報共有化をしておきたいと思うんですけども、国のほうの奨励としてイノベーション、先ほど申し上げました報告書の概要版で、このICTの効果的なものをちょっと調べさせてもらいましたら、実際実証実験をされて、それを実際使われた生徒・児童の皆様と先生の評価のほうは、8割方効果があるという認定のもとでイノベーション実験が出されておまして、それを受けて国は去年の6月15日に閣議決定をされまして、文部科学省のほうから第3期教育振興基本計画というものを打ち出しをされております。

この中に、目標の一つとしてICT利活用のための基盤整備というのものがあって、国を挙げて教育環境がシフトしていきますということで、本市においてもその動向の中で取り組みをされているんだという認識ではありますが、ここで先ほど市長も述べてありました、逆にやっぱり身体的側面の留意、これは国も指摘しております。

具体的に留意事項について、設備についてはもうご存じだと思いますので言いませんけれども、黒板、窓枠、そして暗幕、そういった設備もあわせて整えていかれるんだろうと私は思っ

ておりますので、今日は質問から割愛しますが、ここで懸念する私の一番の心配事は、私も知らなかったんですけれども、これ太宰府の市民の方からご指摘をいただきまして、堺さん、視力が、今度タブレット化でうちの子どもが大変お世話になるらしいんですけれども、その中で心配しているのが、視力が今のうちの子が悪いのに、ますますひどくなるんじゃないかなというご相談を受けたときに、それをちょっと調査研究をさせていただいたら、実はこれは公益社団法人日本眼科医会のほうからご指摘があっているんですが、I T眼症という病名が出てきました。

これはどういう病名かと申しますと、I T機器を長時間あるいは不適切に使用することによって生じる目の病気及び、私が心配なのは、この次が物すごい心配で、その状態が誘因となって発症する全身症状をいいますと。簡単に言えば、目の疲れとかドライアイとか、目が乾く、頭痛がするぐらいでおさまれば、何とかまだ健康診断で発見して、早期対応で何とか改善できるんだろうと思うんですが、先進地、海外では今研究がなされておりまして、実は脳に影響が出てきているということがだんだん情報として出てきております。

どういうことかといいますと、やっぱり目の情報源というのは、人間にとって情報を集めるときに、8割から成る情報は目から入ってきます。目の負担というのが日常生活でも酷使されている状況の中で、このタブレットを使うことによって目がかなり酷使されてきて、障がいとなって、I T眼症という名前が眼科医さんのほうから指摘されています。

このことを具体的に、要するにどういう症状が出るかという、そこの先進の研究発表の中では、コミュニケーション障がいとされている。勉強してせっかく学識を積んできて、いよいよ世の中に出るときに、コミュニケーションに対する社会に孤立化するような要因がちょっと含まれているので、I T眼症というのは非常に心配するところでございます。そのことについて市長はご認識あったのかどうか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申しまして、このI T眼症という状況につきましては、この議員の質問、ご指摘で私も初めて知ったところであります。全体としましても、裸眼視力が1.0未満の児童・生徒の割合が年々ならかな増加傾向にあるということも報告を受けておりますので、やはり近視の予防対策も急務であると考えております。

ただし、健康の問題につきましては、学校だけでなく、家庭での問題も大きいことから、今後は各家庭とも連携をながら、学校としても児童・生徒の健康配慮及び近視予防についてできることについて、これも調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） それで、この定期健康診断、教育部のほうにお伺いを少ししたいと思うんですが、今実際、先ほど江口理事からもご答弁いただきました県のデータということで、実際太宰府市はどんな状況ですかね。年々やっぱり子どもさん、視力悪くなっている児童さん増えてきているのか、そのあたりちょっとお聞かせいただければ。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 先ほど県のデータを紹介させていただきましたけれども、実は市単独でデータを集めているということがありませんので、県のデータというのが一番身近なことになりますので、県のデータを紹介させていただきました。

実際これはもう私が現場にいたときの感覚で申し上げて申しわけないんですけども、本当にここ年々、眼鏡やコンタクトレンズなどによって視力を補いながら生活、学習しているお子さんは増えているんだろうというふうに私も実感としては思います。

実際にこれは、先ほど県のデータが全国と比較して高いということを私のほうから述べましたけれども、太宰府市も福岡県と余り変わらないような状況で、決して太宰府市の子どもだけ視力がいいというような状況ではなかろうというふうには捉えております。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） 要するに今学校のほうで先生たちというか、保健部のほうだと思えますが、保健部のほうで今されているのは、1.0というのが基準の中で、それ以下の方については A、B、C、D という、A が 1.0 だと思いますので、あとは B、C、D というランクづけをされて、そこで学校のクラスクラス編制を行われていると、こういう認識でよろしかったでしょうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 学級編制について、視力をもとにするということはありませんけれども、いざ健康診断があった後は、やはり教室の中での座席というか、机のどこに座らせるかというか、子どもたちをどこに場所を、席がえと言いますね、簡単に言ったら、席がえをするときには、やはり視力が余りよくないお子さんを配慮して、先に席を、私のときはもう 2 列目までとか決めてしていたんですけども、そうするとやはりだんだん年々、もう 2 列目までを視力が厳しいお子さんで埋まるというような状況は、実感としては何か年々増えてきたなという感じは私は持っておりました。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） 現状をちょっと知りたかったものですから、お聞きさせてもらいました。ありがとうございます。

この I T 眼症については、これからの大きな課題の一つだと思うんです。ほかの自治体も多分この取り組みはやってないと思うんですが、I T 眼症に対する有効な手だてというのが、今まだ示されているわけではありませんので、ただちょっと資料を読んでいくと、目は一番効果的なのは、まず休ませるとというのが大前提だそうです。ですので、それでちょっと後でまた提案させてもらいますけれども、この取り組みを具体的にどこかやってないかなと思って探しました。

そしたら、広島県の大竹市の玖波中学校の P T A さんがされていて、どういうことをされているかという、地域、これはちょっと写真がちっちゃくて申しわけないんですが、屋

外に望遠視力板というものをつくられまして、これがつくられたのが何か、びっくりしたんですけれども1986年で、実は最近、数年前リニューアルをされたということで、いまだにこれが地域のシンボルとなり、言っちゃ悪いんですけれども、こういったロケーションのいいところのお子さんの保護者の方でさえ、この視力に関する意識があるんだなということを改めて認識しました。

これは記事でも取り上げられた内容みたいですが、PTAのお父さん、お母さんたちがしっかり作り込まれて、町のシンボルともなっていると。ここまで子どもたちの視力のことについて、意識が皆さん高いのかなと。

それと、今江口理事のほうからお答えいただいたように、本市にとっても子どもたちは、やっぱり視力を直接先生たちに訴える機会ってそんなにないと思うんですね。自分が実際視力が落ちてきている実感がそこまでわからない。

と申しますのも、太宰府市の小学校の教諭の方に面談させていただいた折にお話を聞いたのが、子どもたちの学習を進めていく中で、音読をさせていく中で、非常に音読の速度の遅い子がいらっしやあって、確認して、一回ちょっと眼科に行って調べてきなさいと。返ってきた答えが、実は特殊な例なんですけれども、視野がかなり狭いという方で、要するに文章が1行1行が見えづらいんですよ、全体が見えないから。だから読むのが遅かったと。

子どもさんは先天性ですから、それが当たり前だという家庭で生活をしてこられていますので、異常として認識はされていなかった。親も気づいてなかったということなんです。

だから、私が心配なのは、本来子どもの健康管理でございまして、これは教育部とか行政に求める問題ではないと思うんですが、でも親のほうも、これからICT化していく上で、こういうIT眼症とか、要するにタブレットを見るときに、これ眼科医さんのチラシなんですけれども、近づき過ぎていませんかという、近くばかり見ていると遠くを見る力が弱まりますよというチラシなんですけれども、出されていまして、普通我々遠見視力というのは、学校で5m離れて、Cマークのあいているところを指したり、平仮名読んだりして測定していきますよね。その視力は、黒板の文字がどこの席からでも見えるということで、授業に支障のないように運用するために健康診断を図られていると私は認識しておりまして、今回タブレットを導入されると、今度は近視力を求められるので、近視力でタブレットを見たときに二重に見えるとか、色がよくわからないとか、最近学校のほうでも色覚検査がもうなくなって大分たちますけれども、今のところ色覚検査で不適格者みたいな方が太宰府にも若干いらっしやるんでしょうかね。そのあたりちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 色覚検査は全員に実施するというのは、確かになくなっているんですが、現在は小学校4年生、中学校1年生を対象に、保護者が希望された場合に簡易的なものを行っています。例えば本年の結果なんですけれども、小学校で検査を受けた者が177人ですね。色覚に特性があった児童は15名ですので、8%程度そういうお子さんが簡易検査によって

わかったと。中学校の場合には103人希望されまして、7人その中でいらっしやったということで、これは7%ですので、7～8%の児童・生徒の皆さんが色覚に特性があるということでわかったということです。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） その数がわかっただけでも今日はよかったなと思います。

と申しますのも、大体色覚検査で全国的に言われているのは、先天性的な問題で色覚異常は大体男子で約5%ですね。ですので、20人に一人ぐらいの割合。女子は少なくても0.2%、500人に一人という基準値があるんですね。それよりちょっと本市は大いなというふうに今感じました。

具体的に私のほうからお願いしたいのは、各学校の教室に視力の検査表をどこか張り出していただいて、授業のICTタブレット事業を行う課程の中で、必ず1時間以上させないというルールのもとでやっていただいて、その間、目のちょっとトレーニングではないですが、休ませる時間が一、二分あったらいいんじゃないかなと、私はそう思いまして、目を休ませて、自分の指を使って目のトレーニングができますので、簡単に、目のトレーニングをして、そして視力検査表を見て、自分の視力がどれぐらいあるか。結局子どもさんたちに視力に対する意識づけをすることが、健康管理の上において最も有用ではないかなと。その中で、あ、この文字がちょっと最近見えにくくなってきているという訴えを拾っていくという、そういう仕組みを太宰府市でまずは他市に先駆けて取り組んでいただけないか、そのあたり市長どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申して、この課題につきまして、議員のご指摘で改めて私も認識をしていること多々でありますので、ここで一概に導入するとなかなか言えませんが、おっしゃるように、これは国全体の問題としても、やはりこうしたIT化が進む中で、私自身も含めて近視でありますし、そうした中で、子どものころからそうした環境の中で目を休ませるとか、時々遠くを見るとか、こうしたことを意識づけるということは確かに重要なことだろうということを改めて感じましたので、そのためにどのような方策を学校現場でもとれるのかということは、担当とも相談しながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） このことにつきましては、大きく言えば人づくりへの基盤整備にもつながっていくのではないかなと。今から私たちが、到来してきている少子・高齢化問題で、これから本市にとってもそういう厳しい時代背景の中で、教育を通じて本市の経済活動の水準の維持というものを図っていくならば、子どもに対する教育は、未来への投資ではありませんけれども、子どもを健全な環境の中で育てていくというのは、教育が資本的財産からいくと経済的な観点からも重要なことではないかなと思いましたので、提案させていただきました。

それと次に、視力に関してのほかに、今度はこれは直接SNSの話題になってしまいますので、先ほど申し上げましたインターネット関係で、実は昨年8月31日に厚生労働省の研究班

が、2点目ですけれども、中高生の1割超のネット依存があるとさっき申し上げましたけれども、中高生全体が大体650万人と。その中の7人に一人が依存ではないかと疑いの計算が出ています。本市においてもこれは憂慮すべき事態ではないかなと思いますので、そのあたりは無視されないようお願いしたいなど。

中高生がネット依存すると、学校の遅刻や睡眠不足、学力低下、ひきこもりなどを招き、日常生活に支障を来すケースが少なくないということです。

それともう一つは、これはここだけの問題ではなくて、世界的な問題になっていまして、世界保健機構のWHOでは、ゲームをやめられずに生活が困難になる状態をゲーム障がいとして、疾患の一種にする方針に今なっているそうです。今そういう時代に入ったという認識を私たちが持たないといけないと思います。

そういった中で、青少年インターネット環境整備法というのが、ここちょっと概要版がありますけれども、ここに先ほど申し上げました青少年の有害サイトへのアクセスを防止するために、フィルタリングをしてくださいということをしかりうたっています。

私は思うんですけれども、学校のほうで、これ依存については本当、親が指導監督していかないといけないと思うんですが、親のほうにもなかなかこれ子どもたちも言わないと思いますので、学校のほうで定期的にそういう、導入の後で結構ですので、この資料は、これは視力ケアセンターさんの資料をちょっと用いさせてもらいますが、ネット依存がわかるスクリーニング検査という、これは国がちゃんと認めた内容になっていますので、1項目から8項目までありまして、3項目から4項目ひっかかるとその疑いがあると、5項目以上になったら依存という、簡単な質問、アンケートをとることによって、ある程度の形が数値化して見えてくるということを申し上げておきたいと思いますが、できれば導入検討もいただけないのかなというように思いますが、そのあたりいかがでしょうか。市長、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点につきましても、私もちょっと不得手なところもありまして、改めて議員のご指摘で認識をしているところ多々ございます。

そうした中で、確かにこのネット依存と言われて久しいと思いますけれども、そうした中で子どもの学力はもちろんのこと、さまざまな生活、そして健康状態にも影響していくということは、大変憂慮すべき状況であるということは、私も認識をいたします。

そうした中で、このスクリーニング検査も、これまた私も初めてこうしたことを今見知ったところですので、先ほども申しましたけれども、現場担当とも相談をしながら、どのような形でこうしたものを導入することができるかは考えていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。1件目はこれで終わりたいと思いますが、結びに、結局先ほど色覚異常のこともお聞きしたのも、今回の近見視力の検査の要望をしたのも、数は少ないかもしれませんが、本当に正しい健康管理で指導していく、親御さんにそういう情

報を知っていただくという、効果的な授業のあり方を見詰めていただくには必要ではないかなと思います。子どもたちの視点からいえば、結局近視視力の不良の子どもたちが自分で自覚してないかもしれませんけれども、見る力の問題なのに、能力がないとか、努力が足りないとか、集中力がないとか、根気が続かないと誤解を招くような場面だけは避けたい。このような思いからこの問題を取り上げさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

2件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目入ります。回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の中高年のひきこもりについてご回答申し上げます。

ひきこもりの長期化により、50代前後のひきこもりの中高年者を80代前後の親が養うという、いわゆる80・50問題が社会問題化しているということにつきまして、私も承知をしているところでありますが、こうした長期間ひきこもりをされている方々を就労や社会参加に結びつけることは、容易なことではないとも考えております。

しかし、ひきこもりの状態にある人やその家族に対し、専門職を含めた関係者、関係機関が多様な相談や家族的支援を行うことで、問題解決に向かうこともあるのではないかと考えており、制度のはざままで困難を抱えた方への対応を充実していく必要を感じております。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして私からご回答申し上げます。

まず、中高年のひきこもりについての1項目め、本市の現状と課題認識について伺うについてでございますが、ひきこもりにつきましては、その問題が表面化することが少なく、外部からの接触が困難なケースが多々あります。そのため、福岡県ひきこもり地域支援センターが開催しております家族教室への参加や、ひきこもり地域センター職員との情報交換などを実施いたしまして、ひきこもりに関する情報把握に努めているところでございますが、相談件数につきましては年に数件程度にとどまっている状況でございます。

その一つの要因といたしまして、真に支援が必要な方々やその家族に対しまして、支援の情報が届いていないということが考えられます。このため、市広報紙やホームページへの情報掲載やチラシの隣組回覧による情報の周知を図るとともに、地域の民生委員や福祉委員の会合にも同席をさせていただきまして、ひきこもりの方々やその家族に対する支援策などの説明をさせていただくなどいたしまして、情報提供をお願いしているところでございます。

次に、2項目めの体制整備についてでございますが、先ほど述べました本市の現状と課題を踏まえまして、今後につきましてはひきこもり地域支援センターを初めといたしまして、地域の民生委員、福祉委員や社会福祉協議会などの関係機関との情報共有と連携強化を図りながら、必要に応じてひきこもりサポーター派遣事業の活用を検討するとともに、今まで以上のアウトリーチ型の相談体制の充実を図り、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） これも前向きに検討していただけるみたいということで、私も非常にうれしく思います。

これはちょっと通告してなかったのですが、大変恐縮なんですけれども、ひきこもりの関連から、青少年育成の若者のひきこもりについて、青少年育成で不登校対策で近年大きく成果をあらわされている状況をちょっと私もお聞きをいたしまして、そしてまた新たに今後の取り組みを、ひきこもりに対しても不登校に対してもされていくということで伺っておりますので、そのあたり状況がわかれば、教育部のほうで教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ひきこもりということで、まず現状からお話ししますと、不登校の中でも、4月の始業式から一日も学校に、また教育支援センターのほうにもお見えでない児童・生徒ということで考えますと、実は平成28年度は全児童・生徒じゃなくて、不登校児童・生徒のうちの4.1%、平成29年度は6%、平成30年度は6.6%というふうに、本当に学校にも支援センターにも行けていないという児童・生徒が増えているというような現状があります。

それで、まず、ちょうど私が3年前に来たときの一つの大きな課題は、まず学校に来てない児童・生徒への支援をどうするかということで、教育支援センターの中のつばき学級に行っているお子さんが少なかったんですね。一番最初、私が来た年の卒級式は本当に1人か2人で、余り教育委員会の者が行くと、ちょっとの子どもをみんな大人で囲むような感じになって、余りよくないだろうというような雰囲気があったんですね。それが現在はおかげさまで20人ほど在級しておりまして、この間3月1日に9人が巣立っていきました。進路も全て今の時点ではまだはっきりはしてないお子さんもいらっしゃいますけれども、ほぼ何か見通しが立っているような状況であります。

その次のやはり課題としては、先ほど言いました、学校にも、それから支援センターにも行ってないお子さんにどうアプローチするかということが次の課題だろうというふうに我々は思いましたので、来年度、昨日もちょっと話題になりましたけれども、筑紫女学園大学さんの社会連携事業と協力をしながら、子どもたちとか保護者の皆さんにアプローチをして、大学を第3の居場所にする。学校、支援センター、大学ということですね。そして、そこには学校という色合いよりも、大学生とか、それから将来の進路先である大学のキャンパスに行ってみるという経験も、非常に先々夢を描く上では大事だろうというか、大きな効果があるだろうということで、来年度から計画しているところなんです。

それで、まだ大きな成果ということも、まだ取り組んでおりませんのであれなんですけれども、来年度4月から、もうすぐですけれども、徐々にスタートするというような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6番(堺 剛議員) 市長、これご認識いただきたかったのは、私も議員になりましてなりたてのころに、そういったちょっと施設のほうに行かせていただいたときに、ほとんど不登校の生徒さんとかひきこもりの生徒さんたちが若干名しかいないと。なかなか見学に来られても、こちらのほうに利用されていないという現状もお聞きしていました。それからちょっと私もブランクありまして、最近になりまして聞いたら、理事に聞いたら、このように数十名の方が来てくださるような仕組みになっている。これは太宰府市にとっても大きなメリットではないかと思えますし、国から文科省の調査でも出ているのが、2011年度には14万4,000人で、それを超えてきて、今度は今増加傾向にあるという状況なんですね。

そういった中で、2016年12月に教育機会確保法というのが出ました。これに準ずる、値する、近隣自治体に比べてうちは先行取り組みとして評価すべきものではないかなと認識私しましたので、ちょっとあえて質問させていただきました。市長、そのあたりどうのご認識でしょうか。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) この子どものひきこもりの問題について、私自身も私のやはり同じ世代の親になっている世代が多くいまして、そうした中で、お子さんがひきこもりになっているということもやはり聞くことでありますし、実際にそのお子さんとお会いをさせていただいたケースもあります。

そうした中で、教育機会確保法の中では、そうしたことを前提にうたわれておりまして、そうした中で、本市において、特に現場の中でそうした声なき声にしっかりと耳を傾けながら、本市の中でまさしく子どもたちが多く巣立っていっていると、そうした場を活用して巣立っていっているという先ほどの担当からの話もありましたけれども、この点は本市としてもさらに力を入れていかなければならないということを改めて感じているところであります。

○議長(橋本 健議員) 6番堺剛議員。

○6番(堺 剛議員) 今回1つありました、今回の私のテーマにした中高年ひきこもり、これは市民の皆様の本当の声、大変な声をお届けする役目なので、ちょっと緊張しておりますが、私も市民相談で、訪問対話型で市民の皆様と対応に行ったときに現場に赴きまして、家庭環境とか、もちろん状況とかいろいろお伺いをします。そういった中で、高齢者世帯の年金者世帯の方で生活困窮のご相談の入り口なんですけれども、聞いていくと、そこに共通項としてあるのは、実は子どもさんが自立できなくて、ご家庭にいらっしゃって、少ない年金の中で一緒に生活しているという状況が何件も最近ちょっと見受けられるようになってきました。

それで、所管のほうといつも、ありがとうございます、太宰府市の所管の方には大変ご迷惑かけていますが、その都度ご相談をさせていただいて、つないでいっている状況なんですけれども、本当これはせっぱ詰まった、いよいよにならないとSOSを発信されない状況の中で、これから私たちが今やっついていかないといけない大きな生活困窮対策として、もう背景は時間ありませんので言いませんけれども、先ほど部長の答弁では、体制も一回これから充実を図つ

ていきたいと言われています。

実は、もう今日は時間がありませんので紹介しませんが、神奈川県の相模原市では具体的に進められて、支援センターも具体的に立ち上げられて、広報も講演会も周知徹底も図られて、物すごい進まれています。それと、調べていただきたいんですけども、秋田県の藤里町、これはテレビ放映にもされた先進事例でございます。

どうかこの事例等も参考にされながらやっていただきたいと思いますが、私が申し上げたいのは、今の私がそういう活動をさせていただく中で、少し、限界まではいきませんが、市民ニーズに即した所管の体制になっているとはいえども、充足してないよなというのが実感なんです。

所管のほうの対応は別に全然問題ないんですよ。所管の方といつも話をするのが、太宰府市にじゃあどれぐらいのひきこもりの方がいらっしゃるかわからないという状況なんです。これは調べようがありません。調べようと思ったら、一軒一軒訪問しながら調査していかないといけないので、やっていかないといけないです。

でも、この情報を一番知っているのはじゃあ誰かということなんです。たら、地域の方なんです。ご家族の方なんです。その方たちに対する協力連携を求めていく、その方々の支援をサポートを行政が責任を持ってやる、このことが大事ではないかなと私は思います。

ですので、具体的に申しますと、社会福祉協議会、団体等とか民間事業者等と、そして市民、地域にいらっしゃる自治会長、民生委員の方等々、地域の資源力も使って、そこのネットワークはもう一回見直すべきときに、今時代に入ったんではないか、これをやらなきゃいけないんじゃないかなと思います。

大野城、春日、筑紫野、見てみますと、本当、私は思うんですけども、コミュニティセンターがきっちりつくられて、地域に根差した行政窓口を確立されて、地域のにぎわいの創出の拠点場所まで提供されている。このことを思いますと、太宰府市もこれからいよいよもうこれに向かってやらなきゃいけない具体的なタイミングではないかなと思いますが、市長、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまでも本市としても、生活支援課を新たに設けたり、アウトリーチ型の相談支援も積極的に行うようにやってまいりました。

しかしその一方で、私も実は一度新聞で、ひきこもりの子どもを抱える親の会、正式名称は違うかもしれませんが、筑紫野で、カミーマリアだったと思いますけれども、親の会で集まれる告知がありまして、私もそれを見まして訪ねていったことがあるんです。そうしましたら、やはり率直に言って余り外部の方に話しにくい、知られたくない、それでもやっぱり相談をしたい、そうした同じ悩みを持つ人たちで分かち合いたい、そういうことも話してもらいました。

そうした中で私ができること、どういうことがあるのかなということは、もうこれも数年前

から考えてきたことでもあります。そうした中で、おっしゃられるように地域のネットワークということが非常に重要、さらに重要性を増しているということも認識しております。

コミュニティのあり方、そしてそれが建物などそういうよりどころがどうあるべきか、これはまたさまざまな課題もありますけれども、しかしそうした、やはり本当にお困りの方にどのように市として、行政として、また人間としても寄り添うことができるのかということは、私自身もやはり耳を澄ませて考えてまいりたいと改めて感じたところであります。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 具体的に今回市民相談、私もさせていただきながら、市民の方から教えていただきながらこの質問を出させていただいていますけれども、言ったら本当に深刻な問題でございまして、男女を問わず、年齢も40代の方もいらっしゃれば50代方もいらっしゃる。大学もきっちり出てあるのに、社会的自立ができない方とか、本当さまざま、家庭内DVで引きこもってしまったとか、さまざまいらっしゃいます。

形態もいろいろございしますが、じゃあそのひきこもりの方を本当に支援して支えて、日常的にやってこられて、先進事例で1つあるのが、伊丹方式というのがありまして、これちょっと神戸新聞の記事なので恐縮なんですけれども、去年の神戸新聞の記事の中で私がちょっと見させていただいた中であつたのが、男性の方のこういう、もう時間がありませんので内容は言いませんけれども、このひきこもりでうまく社会復帰されている現実があるんですね。そういう事例を出している自治体があります。そこに倣って、うちのほうも取り組みを進めていただきたいというのが趣旨です。

ひきこもりの方に対応できれば、じゃあ何がメリットとして町としてあるのかと申しますと、私は大きなものがあると思います。ここにも書いてありますが、ご本人も無業者であつたのが社会参加できて、豊かな人生観に変わります。その方は労働者になりますから、職場で企業側としては人材確保が難しいこのときに、新たな人材が発掘できる。そして行く行くは、その方が納税者になっていただく。ということは、まちづくりの基盤整備になる、持続可能なまちづくりになるということで、私が市長に申し上げたいのは、一人も置き去りにしないでほしいということです。その精神で進めていっていただきたいなと思います。

そこで最後に、告知を2つだけさせてもらって終わりたいと思いますが、1つは、これ所管の方にもお願いしましたが、うちの生活支援関係の窓口は非常に明るく、ホームページを開きました、太宰府市のホームページ。明るくて非常にわかりやすいんですけども、残念なことに先ほどから出ています春日のほうの支援サポートセンターのうちのネットを調べると、これなんです。これ、この表記というのがいいとか悪いとか私は言いませんが、対象者、ひきこもりご本人とかご家族のことを考えると、ちょっと配慮が要るのではないかなと私は思いましたので、ちょっとご指摘をさせていただきたいなと思っております。

これは県がやっていることですから、市が勝手にできないと思いますけれども、しっかり要望していただいて、太宰府市のホームページにももう少しわかりやすく明るく載せていただければ

ばと思います。

それともう一点、実は全国のひきこもり家族会連合会というのがございます。通称KHJさんといわれるみたいですが、私も今回この調査研究するに当たって調べましたら、今月の17日にクローバープラザで、各地全国を回られて講演会、しっかり研修をされているみたいなんですよね。よかったら市長、一緒に参加させていただければ幸いかと思います。

いずれにしろ、本当にひきこもりの方が本当にいらっしゃるとなると、高齢者世帯、要するに1世帯がすぐ逼迫した状況に追い込まれます。これは本当に悲痛な叫びです。

先ほど今日申し上げた1件目の子どもの視力、2件目のこのひきこもりの問題、これは市民の皆様からご提示いただいた市民の声でございます。どうか人づくりが我々の使命と思って、これからの市政運営、検討だけではなくて前向きな対応をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番上疆議員の一般質問を許可します。

〔11番 上疆議員 登壇〕

○11番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました1件について質問をいたします。

今回は、身近な地域での問題について質問させていただきます。そこで、住宅地の緑は、人々に安らぎを与えるとともに、防災や防犯に大きな役割を果たしています。しかし、生け垣や樹木が道路にはみ出すと見通しを悪くし、通行の邪魔になったり、通行者の安全に大きな支障を来すことになります。

この星ヶ丘交差点そばの太宰府市青山二丁目25-1にあった大右衛門うどんは、二、三年前に閉店し、その後空き家となっておりますが、敷地内の樹木が伸びっ放しで、垣根を越えて道路に覆いかぶさるように大きく張り出してきております。朝通の通勤通学時間帯には自動車、自転車、歩行者が多く、また通勤通学時間帯以外でも、この道路を通って近くのコンビニに買い物に行ったり、通院する地域のお年寄りが多数おられます。また、道路は大きくカーブしており、視界を遮る樹木は歩行者や自動車の安全な通行に大きな支障を来しており、このような状況を見るにつけ、大きな事故につながらなければよいがと祈る毎日です。

地域住民の安心・安全確保のため、また市の道路管理の問題でもあり、市の早急な対応が望ましいと思われるが、見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 道路にはみ出した樹木の伐採についてご回答を申し上げます。

道路上にはみ出した樹木の伐採につきましては、土地所有者に適正な管理をしていただく必要があります、市道道路管理者であります本市より直接の訪問や文書により、剪定、伐採のお願いをしております。

議員ご指摘の箇所につきましても、土地所有者に対して2回、文書により剪定、伐採のお願いをしており、今年1月の中旬には直接自宅を職員が訪問しましたが、お会いできておりません。

このような状況の中で、地域住民の安心・安全確保のため、再度所有者への連絡により早急な伐採をお願いしたいと考えており、市の関係課との連携や他市町の先進事例も参考にしながら、対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 再質問はいいですか。

11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） この中身が市長のほうからいただきましたけれども、中身そのものがちょっと危ないなと思っておりまして、この内容をもう一回私が話します。

今回の質問につきましては、2年ほど前に通告書を提出する予定にしておりましたが、その際、担当課より、大右衛門うどんの土地建物は売却され、新しい所有者が間もなく樹木の伐採をするであろうとの話でしたので、通告書を取り下げましたが、それからかなり月数が経過しましたが、何ら変わるところはありませんでした。その間、担当課は道路管理者の立場から、所有者にお願いをするなどの働き方をされたのでしょうか、再度見解を伺います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員ご指摘のように、私どもその売却等のお話もお伺いをしまして、ただ売却ができてないという状況もございますのでということで、若干状況も変化してきているということがございます。

その間、先ほど市長のほうからも回答しましたけれども、平成29年10月31日と、あと平成30年3月20日に2回文書を出して、今年1月の中旬に、文書を出しても対応ができてないということが現状でしたものですから、もう住所はわかっていたので、直接訪問したということでの報告は受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） その件はそういうことではありますが、福岡市の関係で、皆さんもしているのかどうかわかりませんが、福岡市も定期的に道路のパトロールや市民からの通報によって現地調査を行い、適切な指導、対応を行っているようです。そういうことで、当市でも大分前に樹木管理についてのお願いを広報に掲載したり、土地の所有者にしたりしておりましたね。だから、そういう分を含めてさらに周知を図っていただきたいと思いますが、もう一度お

願います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ありがとうございます。実は、市のホームページのほうにも一度上げていたと経過はございますけれども、現在ホームページに上げてないという状況があるみたいですので、これも早急に、今担当課とも協議をしながら、まずはホームページで市域全体にお知らせする。これは建設課だけではなくて、今空き地、空き家ということでおっしゃっていただいていますけれども、やはり空き家は都市計画課、空き地のほうは環境課になりますので、そういうところとも連携をしながら、今後早急な対応はしていきたいと思っておりますので、また報告等はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） その件わかりますが、なかなか、それではいけません、できないということです。このままの状態でもた1年、2年と月日を重ねますと、さらに樹木は大きく育ち、ますます道路にはみ出してきます。また、はみ出した樹木の奥には、大きく伸びた幹がまだどんどん増えておるんですね。そういうことで、最近の異常気象では突風により樹木の枝が折れること予測されることもあると思います。

そういうことを含めて、この市民の安全を守る立場にある市がこの状態を現状のまま放置され、事故につながった場合は、市としてどう対応されるのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まず1つが、樹木につきましては、民地にあるものが市道に出てきておっても、これはご存じでしょうけれども、1つは個人の財産ということがありますものですから、まずはその所有者にきちっと管理していただくということが必要だということで、これにつきましては太宰府市だけではございませんで、福岡市には確認はしてなかったんですが、筑紫野と大野城のほうのそういうところにつきましては、やはり文書と、あと直接会いに行くということをやっているということでしたので、私どもも回数的にというか、やはり重点的に訪問するとかということにはしていきたいと思っております。

それと、何か事故があった場合は、1つはその所有者の方の責任と、あと道路管理者としての責任も問われるということにはなると思っておりますので、その辺をしっかりと肝に銘じながら取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 中身はつながったところでありまして、なかなかそう言いながら、してくれないんですね。だから、そういう分を含めて、福岡市のほうでは、今私が言いましたけれども、定期的に道路のパトロールというようなことをやっていただいて、そういう樹木の管理が、これは高いとか低いとかあるでしょう、それぞれ。物すごく大きいんですよ、う

ちの場合は。これぐらいの道路がありますよね。その道路に通らないかんですよね。だから、そういったときには、もう雨が降ったときには絶対通れない。だから、そういうこともありますから、そういうことを含めて早急にというか、そういうことができるようにしてもらいたいと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 現地、私のほうも見させていただいておりますし、ちょうど見ていたときに歩行者というか、ちょうど小雨が降っていましたので、傘を差しながら、斜めにしながら歩かれています姿も見えていますし、その後高齡の方が来られて、やはり木をよけながら、歩道の中ではありましたけれども、木をよけながらという姿も見えていますので、私自身が、所管課のほうでやっただけの部分もありますけれども、私のほうが先頭に立ちながら早急な対応についてはやっていきたいと、ここで述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 早急にというふうに私は言うておりますので、どのくらいでその部分に、あっちのほうにご案内してもろくて、お話をしてもらって、そういうことをしていただきたいなと思いますよね。そのままにしたら、ずっとしないですよ、向こうの方もですね。

だから、そういうことを含めて、やっぱり十分もう、それこそ恐らく3年以上たつとるんですよ。そういう中で私どもは待っているということですので、その所有者の部分と十分検討をしていただきたい。それをいつごろまでにされるかということもちょっと聞きたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） いつごろまでという時期的なものは、本当はここで言えれば一番よろしいんでしょうけれども、私どもとしても、1つは所有者と会う、そして会って今の現状を確認させていただいて、実は今私どもが動いているのは道路法で、道路の中にそういう交通支障がある場合は禁止になっていますよという条項があるものですから、そこを活用しながらというか、話をさせていただいていますけれども、実は民法の規定の中にも、そこでけがをさせたらあなたの責任ですとよという民法の第717条というものがございまして、そういうところも訴えながら、とにかく早急に会わせていただいて、また福岡市の方ですので、その方にもしこちらにそういう木を切る手段というか、業者がわからんとかそういうことであれば、また造園組合とかも相談しながら紹介をすとかということ、市のほうができることはさせていただきながら、済みません、時期的なものが申し上げられませんが、とにかくなるべく早くというか、早急にということをお願いさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） なかなかこういうのは切りがないのであれですが、市長にちょっと言います。

市長もこの大右衛門うどんの土地の建物なんか知っただけでしょう。何か入っただけでしょう。そういうこともあります。あそこはもう抜けましたからよかったですけれども。そういうことも含めて、市長としてどういうふうに見えるかをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、まだ開店をしている当時から、私自身もポスターを張らせていただいていたところでもありますし、場所もよく存じ上げております。

過去の経過を今お聞きをして改めて知ったこともありまして、売買の予定があったということは私はちょっと存じ上げておりませんでしたので、そうした経過も含めながら、この議会の場で押し問答をしてもなかなか生産的ではありませんので、改めてこの点についてどのような手を打てるのか、私が責任を持って対応を考えてまいりたいと思っておりますので、もう少しお時間いただければと思います。しっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 市長がそのように言ってくれるそうですから、そういうことで、私はそれで終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 登壇〕

○5番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1件目、今年の夏、再び豪雨があった場合の対応予定について。

昨2018年7月の豪雨を受け、9月の議会では災害に関する一般質問が多く行われました。答弁では、早期の避難と、自分の生命は自分で守るという言葉が強調されました。被災される方は、自分でという部分に困難を抱える高齢の方や障がいを持つ方々が多いという調査があることを踏まえると、早期の避難判断を促し、それを受け入れる体制を可能な限り準備するのが、行政としてこの1年の大きな課題であったと考えています。

可能な限りとは、選択をしなければならないということの裏返しであり、この1年とは、集中が求められるということでもあるでしょう。

質問ですが、特に避難の必要性の高くなりがちな住民に、市はこれまでどのような対応を行ってきたか、夏を前に最後の詰めとして何を確認しておいてほしいか。それ以外の市民についての対応をどのように準備しているのか。夏前に何らかの広報活動や周知活動を予定している

か伺います。

今年もあと三、四カ月もすれば夏になります。つまり、今は事前の対策の進みぐあいを市民がしっかり認識しておくことが大切な季節だと考えられます。PDCAと言いますが、市民の避難というアクションを促すために、太宰府市がこの1年に選んだアクションについてご回答をお願いします。

2件目、子ども議会と子どもの権利について。

昨年の12月に、子ども議会という形で子ども・学生未来会議が行われたことは高く評価しています。この子ども議会は、最後に樋田教育長の講評が行われたことが象徴しているように、教育の文脈で、恐らくは主権者教育という文脈で考えられているのではないかと思います。同時に、子ども議会は、施政方針にもありますが、楠田市長の肝いりの政策でもあり、子ども議会は今のところ楠田市長の思いに根差すものとなっています。

昨年の9月に、教える、育てるから、子ども自身が学ぶへの逆転を可能にする教育が太宰府において行われることに期待を表明しました。子ども議会も、市長の思いを離れて、太宰府の市民として子ども自身に根差したものと、早期に転換を図る必要があるのではないかと考えています。

通告に記した子どもの権利という表現は、子どもの権利条約や各地の子ども条例、太宰府市の自治基本条例の規定などを念頭に置いています。太宰府市のアクティブな構成員としての子どもを考えるからこそ子ども議会であるならばなおさら、子どもの権利への省察を大人の側が踏まえる必要があり、それは市の将来の政策決定にも影響を及ぼすものと考えます。思いで結構ですので、市長の考えを伺いたいと思います。

3件目、中学校給食導入について。

中学校給食導入について、楠田市長はこの任期中で目途をつけるということを基本姿勢としておられると思います。目途をつけるために必要なのが歳入増と歳出減ですが、これは恐らく経常経費に強く関係してきます。

楠田市政下での財政改革は、昨年からの1年間は試行的、平成31年度、2019年度は予算に従い強い目的意識を持ってのものということになるかと思います。その決算は、来年、2020年9月になります。続く2021年が楠田市政の4年目であり、この年度の予算を組む時点で、できれば一定の目途を立てたいと考えているのではないのでしょうか。であるならば、今年の実践の成果が極めて重要になります。中学校給食導入を念頭に、楠田市長の展望する財政再建のサイクルを確認しておきたいと考えます。市長の説明を求めます。

4件目、次期総合計画の策定について。

今議会での施政方針演説は、内容を分析的に振り返ると、太宰府市の将来像について庁舎内で一定の整理が進んだ成果ではないかと私は判断しています。

そこで、質問します。次期総合計画策定に向けて、確定している予定を伺います。同時に、市長として堅持したいと考えている方針があれば、それをお示しください。

質問は以上4件です。再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の今年の夏、再び豪雨があった場合の対応予定についてのご回答を申し上げます。

昨年の7月豪雨につきましては、幸い人命にかかわる被害はありませんでしたが、家屋の全壊被害や市内各所での土砂崩れや冠水などが発生をいたしました。議員各位を初め自治会や市民の方々から、避難情報発令や避難所のあり方などについての意見や要望が寄せられましたので、内容を精査し、今後の対応に生かしていく考えであります。

こうした教訓の上に立ちまして、まずは各自治会で開催しております市長と語る会でも防災を重点テーマの一つとして、市民の皆様にはいち早い避難の重要性の啓発などを行っているところであります。

また、自衛隊の協力もいただきながら、近年の気象状況から考えられる最大雨量での豪雨災害シミュレーションの作成にも鋭意取り組んでおり、梅雨時期までにはよりの確な市としての対応、関係機関との協力などを可能にしておきたいと考えております。

詳細につきましては担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的な内容につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

まず、昨年の3月に各世帯に配布をいたしましたハザードマップでございますけれども、このハザードマップで、ご自宅が土砂災害でありますとか浸水の災害危険区域に入っていないかどうかの確認を行っていただくなど、また災害危険区域にお住まいの方には、早目の避難を行うよう、防災講座などにおいて呼びかけてまいってきたところでございます。昨年7月以降に、これまで12回の防災講座を実施をいたしまして、934名の方の参加をいただいたところでございます。

また、本市におきましては、障がい者支援団体や支援施設などで構成する太宰府市障がい者等災害時要支援者対策協議会というものの発足に対しまして支援をしまいったところでございます。今後、障がい者など配慮が必要な方に対する災害情報の周知でありますとか、災害時の支援体制の確立が期待をされるところでございます。

避難情報の発令につきましては、今までは行政区単位で避難勧告などを発令をいたしておりました。今後につきましては、土砂災害警戒区域、また土砂災害特別警戒区域などの文言を加えたところで、より限定的な避難情報にしたいというふうにご検討いただいております。

また、避難所の開設についてでございますが、昨年の7月豪雨時には、避難勧告を発令した際に、公民館を避難所として開放していただくよう自治会に協力を求めてまいりました。しかしながら、住民の避難をスムーズに行うためには、より近い公共施設等を避難所として開設してほしいとの要望等もございましたので、今後避難所となる施設を改めて点検、検討いたして

おるところでございます。

以上のことを含め、今年の夏に向けまして、災害への備えや災害時の心得について、また改めて広報「だざいふ」の6月号とかでもお知らせをしていくとともに、防災講座を初めとするあらゆる機会を通しまして、防災意識の向上を市民の皆様に周知していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。この質問の趣旨は、もちろん安全を守るためと命を守るためということなんですけれども、市の行政に対する質問としては、集中と選択と言われていたものを、恐らくこの1年、この件についてはしなければならなかったと理解しているので、聞いています。

かつ、緊急性の高いことではあるかと思うので、何事もないことを願っているんですけども、初動のよさがどの程度のものなのかというつもりでの質問です。

自分なりに考えてきた質問もあるんですが、一応お答えいただいたので整理させていただくと、この1年間してきたこととしては、呼びかけを中心とした啓発活動、防災講座等であったかと思います。市民に知らせる一定の目途としては、市長からは梅雨までには、部長からは6月の広報ということであったので、広報が一つの区切りになろうかと思っています。

具体的なこととしては、支援が必要な方、特に配慮が必要な方に対しては、ここはちょっと気になりましたけれども、支援体制の確立が期待されると。ちょっと主語がないような表現になっていることが気がかりでしたが。あと、限定的な発令をしていく方向で考えているということなので、限定的な発令であれば、それだけいざというときの対応というのも集中的にできようかと思うので、その辺も考えられているかと思っています。

先に気になるところだけ聞いておきますが、先ほどの支援、配慮が必要な方に対する支援体制の確立が期待されますということでしたが、具体的に何かこういうことを期待しているというか、もしくは市としてこういう活動をしていきたいということがあれば、教えていただければ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 福祉避難所の開設を、とびうめアリーナも含めたところで考えていくというようなところもございます。それと、今申し上げました太宰府市障がい者等災害時要支援者対策協議会の発足に至るまでの打ち合わせ等も、また会議等も、あと防災講座等も含めまして、10回ほど私ども支援といいますか、そういったような形で行ってきています。まだ最中というような形もございますので、その中でいかに今度の夏に向けて準備ができるかというようなところを、今模索をしているというようなところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 私が質問の中でレッドゾーンとかイエローゾーンとかわかりやすい言葉

を使わずに、特に避難の必要性の高くなりがちな住民などという表現を使ったのは、いろいろな方がいらっしやると思うんですけども、高齢者も含めてですね、どういう形で市としてまずは手を打とうと考えてあるかということも聞きたかったので、わざとこういう言い方をしています。

もう一つ、先ほど、今も含めて、特に危険度が高そうなことに関することについてまとめましたけれども、公民館にかわって身近な公共施設ということ今年を考えるとということでしたけれども、具体的にどんな施設を検討しているかということと、公共施設をあけるに当たっては、自治会にお願いするというよりは、市役所のほうで人の手配であるとか、そこの連絡体制であるとか、必要な物資の準備、もしくは例えば大雨が停電を引き起こしたときに、どのようにその施設に明かりをつけるかとかということも含めて、何かしら特別な配慮、準備もしくは予定といったものがあるならばお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今の段階で特別なことを考えているというところまでは至ってはおりませんが、まずは私どもは本当は公民館のほう、身近な施設という形で公民館のほうを避難場所として第一義的に考えたいというところではございますけれども、その公民館自体が、やはりそこに逃げることによって、危険がまたさらに増すというところも若干あるかと思っていますので、そこら辺のところの今整理、点検を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） わかりました。公共施設をあけるときには、少なくとも人の手配等はされると思いますので、もう一つは連絡ですね。連絡がつかないような状況だと少し不安になるかと思うので、危険度が高いところでない地域に関しては、やはり安心を与えることが大切だと私は考えています。ここに逃げたら安心できるという経験があれば、翌年以降にもプラスに働くと思いますので、配慮していただきたいと考えています。

配慮という穏やかな言い方をしましたけれども、他方で、先ほど梅雨までもしくは6月の広報ということでしたから、それまでにある程度はっきりと伝えられる内容にしておく必要があると思います。今のお話だと、まだ検討中であるものが結構残っているという実情だと思うので、こうこう、こういうことを書けということはここで申しませんが、ただ6月ということで、はっきり6月の広報ということで時期が出ましたね。多分まだ編集過程、これからいじれる段階にあると思います。

お願いがあるんですね。1月から「くすの記」という市長のメッセージ欄ができています。まだ3つしか読んでいませんけれども、これまでのところ、どんなことがありましたという報告と、これからも市役所みんな頑張るのでよろしくお願ひしますと、基本的にはこういう内容であったかと思っています。

ただ、文字を読むとすれば、あそこを読んでほかを読まない人は多いかと思うんですが、せっかく文字があるので、6月に今載せようとしている内容は見てもらわないといけないんですね、市民の方々に。できればというか、これはぜひやってほしいと思いますし、そう考えていらっしゃるかもしれないんですが、表紙と、その中身のその号で特に市民に知ってもらいたい内容と、市長の言葉と連動するようなことを考えて、これはこの月に限らずということでしょうけれども、報告ではなくて、これからも、この町のこれからというのを、この月でいいんですけれども、知ってもらいたいというようなメッセージ色が強くなればよりよいかと思います。表紙もさまざまな工夫が、去年でしたかね、毎月メッセージを載せると、写真でメッセージということを知っていますが、やはり表紙は大切だと思うので、そこの工夫をしていただきたいと思います。

この件については、あと最後に1つですけれども、こんなことあってほしくないんですけれども、本当に危険な状況ができたときには、やはり今年万全にとまではいかななくても、自主防災組織の決定、組織率の向上であるとか結成率というんですかね、もしくはその個別の避難計画というのがやっぱりどうしても必要になってくるかと思っています。

危険度が高い地域というのは、おのずとある程度明らかであろうかと思うので、そうした計画、組織の結成や作成ですね、例えばモデル地区というようなものを考えて、どこかから積極的にそれを進めていくというようなこと考えていらっしゃるかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。さまざまそうしたことも含めましての対応策を考えていくのが、私が申しておりますシミュレーションの役割だと思っておりまして、本当に時間も限られておりますけれども、できるだけ綿密なシミュレーションにいたしまして、先ほど来ありますような本当の意味で配慮が必要な障がいをお持ちの方とか高齢者の方とか、昨日はペットの件もありましたけれども、そうした事象ごとに、また危険地域のその危険度の高さによっても、呼びかけの順番なり呼びかけの方法というものがあろうかと思っております。

私自身、去年の豪雨災害で非常にじくじたる思いをいたしましたのが、全壊被害を受けた家屋の方が、肝心なその家屋の方が避難をされていなかったんですね。最も避難すべき方が避難されていなかった本市の状況というのは、これは私の非常に教訓として胸に刻んでおります。

ですので、そうした方がまず最初に逃げていただくような、避難していただくような、もしくは避難がなかなか難しければ、周りの方がサポートできるような、そうしたことも考えるためのシミュレーションだろうと思っておりますので、時間限られておりますけれども、いつ何どきこうした災害が来るかもわかりませんので、何とか梅雨どき、6月に間に合わせるようにしたいと思っておりますし、1点申し上げますと、広報は本市は月に1回でありまして、実はこの原稿も、大体6月号とすると5月半ばごろに私書いているんですね。ですから、5月末に起こったことを私は予知できませんので、書く内容が、年始の内容も12月の半ばごろに書いて

いたり、なかなかタイムラグがありまして、ですから6月号となりますと、もう内部は5月頭ごろにはつくり上げなければいけないという時間的なかなり制約もありますけれども、それでもなお何とか間に合わせるように頑張りたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自主防災組織のことをちょっとお聞きになられていましたので、今現在44自治会のうち、自主防災組織が設立済みでありますのは32自治会でございます。それで、これは平成30年度で1カ所増えたということで、あと今設立準備中のところが3カ所、3自治会でございます。

こういったものもただつくればいいというようなものではございませんので、今までつくっていただいたところも、それが本当に機能するのかどうかというようなところも含めて、今先進自治会といいますか、水城ヶ丘区が相当進んでいるというような状況もございますので、そういった事例をまた皆様のほうにお伝えしながら、実のある自主防災組織になっていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。この件についてはこれで終わりますが、重ねて言いますけれども、後で後悔することがないように、今年やると決めたことがやる、やらないで済むのが一番いいんですけれども、少なくともしっかりと必要な人に伝わるように。広報だけで伝え切れない部分は、自治会と協力するなりして伝えるような工夫をしていただければなと思います。

2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の子ども議会と子どもの権利について回答いたします。

子ども議会は、施政方針でも述べましたように、私の肝いりの子ども・学生未来会議の取り組みの一つとして、未来の太宰府、そして日本、世界を担う子どもや学生が、みずからの思いや提言を市長や議員の皆さん、市幹部という大人に対しても積極的に発言してもらうことで、早くから政治、行政への関心を高めてもらい、ふるさと太宰府を愛する気持ちを涵養するとともに、我が郷土、国家、世界をこれからどうすべきかを主体的に考えてもらいたいとの私の強い思いから実行したものであります。

その意味では、議員ご指摘のように、確かに私の思いに根差したものではありませんが、同時に子どもの権利に基づくものとも考えております。

私自身、比較的幼いころから政治や行政を意識してまいりました。子どものころ、票がある者、つまりは有権者にしか興味を持たない政治家に対して、猛烈な忌避感を持って私自身過してまいりました。そして、自分たち子どもの未来にこそ責任を持ってくれる政治家、ひいて

は大人を私自身が子どものとき探すうちに、誰もいないならば自分自身がやるしかないと思って、この今を迎えていると言っても過言ではありません。

だからこそ私は、子どもたちに積極的に語りかけます。大人と同じように名刺を渡し、握手をし、思いに耳を傾け、夢を語ります。彼らが議会やさまざまな場でみずからの思いを語ることが望むならば、可能な限りそうした場を設定し、彼らが問いかける疑問や要望に対し本気で答え、その実減に努めようと考えております。それこそが、大人になり、市長になった私の責任であり、子どものころにかつて抱いた自分自身の疑問と渴望への答えだと、時を超えて感じているところでもあります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。最初に述べたように、市長の思いは、これはよいことだと私は思っているんですね。かつ、今のご答弁の中で、子どもの権利にも根差すものだという事を明言して下さったので、今回の試みが子ども自身の中にある何か——その権利が何かとは言いませんが——に基づくものだという認識の上で立てられた政策であろうというふうには理解します。

そこからの出発点で質問をつくりますがけれども、子どもの権利を前提とするならば、これは子どもの権利条約を翻訳されたりしている方、木村草太さんの話だったと思うんですが、子どもの権利は大人のほう側に責務を課するというふうな考え方があるということで、市長の今述べていただいた態度は、その大人としての責務、市長として果たしていこうというふうに解釈していいかと思います。

同時に、子どもの権利は、子どもの権利条約というものが日本も批准しているように、これは首都大学東京の憲法学の木村草太さんの話ですけども、ほぼ憲法上の権利に近いものとして日本においては認められるべきであると。憲法上の権利は、木村さんによると、みんなのために使う自分の権利だというふうに考えればよいと。わがままというわけではないということですね。

今回、最初に少し言いましたけれども、樋田教育長が講評を述べられたように、教育の文脈の中で主権者教育と普通は考えると思います。子どもの権利と主権者教育といったような結びつくとなれば、難しい政治学的な主権とまでは言わなくても、これは個人的な見解ですが、主権の本質は自己決定権だと私は考えています。であるならば、子どもにとっての自己決定権というものが、やっぱり町としては大切に、どのような範囲でということはいえませんが、なってくると考えます。

とりあえずここまで話につじつまが合っていると思われるかどうかだけ一言、イエス、ノーで答えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） つじつまは合っているのももちろん思いますし、木村草太さんの話もありましたけれども、昨今、やはり憲法を初めとするさまざまな法律、法の体系といいますか、そうし

た中で、可能性としては、やはりそうしたものが理論としてさまざまな本来のあり方としてないがしろにされている部分も、最近では政治なり行政の中で見受けられる点もあろうかと思っております。そうした中で問題意識でもあろうと思えますし、子どもの権利、自己決定権、特に今の虐待の事案なども含めまして、やはり子どもたちがいかに自分自身で自分たちの未来を切り開いていくか、そうしたことの上において、こうした考え方はより今こそ大切な観点だろうという意味で、笠利議員のご指摘はもちろん理屈も理解できますし、大切なお指摘であろうと、そのように感じております。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。少しは具体的なことを聞こうと思うんですけども、する、しないの返答は必要ないんですが、今あえて子どもの自己決定権に話を持っていったのは、先日福岡市が制服の選択制を導入するという動きが、ご存じだと思いますけれども、そのポスターを小さな写真ですけれども見たんですね。簡単に言ってしまうと、性的少数者と言われるような子どももはっきり存在が多くの方が認識するようになってきた中で、そういう動きにあるという趣旨のポスターであったと、遠目だったんですけども理解したんですが、その流れというのは、福岡市に限らず、恐らく一定程度どの町にも押し寄せてくるだろうと。制服を選択するであるとか、学校を選択するであるとか。

それを考慮しているかどうかということ、今日は聞きませんが、現時点ですね、ただ後があるので1つだけ聞いておきますが、学校選択制にもちょっとかかわるんですけども、学校の再整備の計画というのを進めていくということがありました。何にかかわるかということ、給食のことにもかかわってくるんですけども、そっちで聞きますね。ちょっと順番間違えました。失礼しました。それは後にします。

ちょっと時間があれなので省略しますが、一応子どもの権利ということに対して一定の認識は持たれているということなので、そうすると、今せっかくなので太宰府の自治基本条例にも触れておきますが、よその町にも多く、隣の筑紫野市にも子どもの権利条例というのがありますけれども、太宰府市ではその自治基本条例の中で子どもの権利が定められています。私が見るところ、まちづくりという観点から子どもの権利に言及されているわけですけども、最初に述べたように、例えば今回の子ども議会という政策が、子ども自身の権利なり力なりに基づくものとしていきたいのであれば、恐らく基本条例の規定だけでは、子どもの全てを町の中で覆い尽くすことはできないだろうと私は考えています。

そうすると、最初に楠田市長にも認めていただきましたが、子どもの権利が大人の責務を生むということでは、大人にできることは、子どもにとっての環境を整えていくということになると思いますし、広い意味での子どもの可能性が育つ環境というふうに、今の自治基本条例上の規定よりも広い範囲で考えていく必要があろうかと思えます。

せっかくなら端的に聞いておきましょうか。というわけなので、それらを町によっては先ほど言及したように条例という形ですべてつくっていますね。町によっては、私が探したところ、相生

市とか北本市とかありましたけれども、都市宣言というような形で、名前はもう町によっていろいろなんですけれども、しているところがあります。太宰府市として子どもの権利条例ないしは子ども・子育ての町宣言といったようなものを、これは考慮したことがあるかどうかだけでいいですので、イエスかノーかだけでよいので、返答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 現時点で条例、基本自治条例ですかね、太宰府市自治基本条例、この時点でも私は市長に就任する前でしたので、本当の意味での議会の皆さんの議論を全て、また市の議論を全て聞いていたわけではありませんけれども、その必要性、重要性というのは認識した上で、さらなるこの子どもを育てる上での新たな条例なりそうした制度というものについては、率直に申しまして今の時点では私は結論は出していないところであります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。それはそれで結構です。

この質問は、子ども議会をやったという実践から、一つの構想をつくってみようという私自身の試みですので、だと思ってください。

3件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、3件目の中学校給食導入についてご回答申し上げます。

中学校給食につきましては、就学援助制度の導入や注文方法の改善などランチサービスの充実を図ることで、まずは喫食率の向上を図りつつ、中学校給食調査研究委員会において、あらゆる角度から実施方式の検討や財源の検討を行ってまいりました。議員ご指摘のように、いずれにしても大きな財源が必要であり、どうそれを捻出するかが鍵となります。

市長に就任して1年余り、施政方針でも申しましたように、平成31年度当初予算案は、私にとりまして編成当初から手がけた初めての予算案であり、新たなチャレンジとして方針共有、業務改善・スクラップ、選択と集中の3本の矢を掲げ、マネジメントサイクルを推進してまいりました。

そうした結果として、先日マスコミでも取り上げられましたプール事業の民間委託やふるさと納税「THE DAZAIFU プロジェクト」、ごみ減量72,000人プロジェクトなどが生み出されてきましたけれども、むしろ年々増し行く社会保障費や扶助費などの歳出要請にさいなまれていることも事実であります。

そうした現状を踏まえ、来年度は課題解決に向けた確かな一歩となる新生太宰府元年の施政方針と、だざいふ未来投資予算を着実に実践しながらも、斬新な歳入増加策や聖域なき行財政改革プランを組み合わせ、いわば太宰府版歳入歳出一体改革という、本市の未来を切り開く新たな改革プランを意欲的に構想していく実践と構想の1年にしてまいると宣言もいたしました。その意味では、実践に加えて構想こそが重要と考えております。

このような過程を踏まえた上で、中学校給食については、できるだけ早く一定の方向を打ち出せるようにさらなる検討を進め、本市の子どもたちの健全な成長をより可能とする学校環境づくりや子育て環境づくりに邁進してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。時間を気にしつつ、少し省くんですけども、今のご回答を簡単にまとめると、今年の今提案中の予算をしっかりと実践して、その中で構想をつくるという形だったと思うので、今年は構想をつくる1年という側面があるということですね。それは早くて来年提示されるというふうにまず理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そうですね。いずれにしましても、後ほどの質問にもかかわりますが、総合計画の中でこの本市の将来のビジョンというものを最終的には打ち出すという形になってくると思いますが、とはいえ、これまでも議員各位からご指摘がありましたように、待ったなしの課題も数多くありますので、できるだけ早く結果が出たものから皆さんに打ち出しをできるように努力をしていくことは当然であると考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 中学校給食に関しては、今も先ほどと合わせて2度、できるだけ早くという言葉がありましたし、基本線は任期中にということではないかとは理解しているんですが、私は市長と語る会の芝原公民館で行われたものに行きまして、そこで小学生がこの件について質問しているんですね。私、メモとっていて、記録を見たわけではないので、自分のメモによってしゃべりますけれども、3年を目途に方針を出したい、これは任期中にという意味で理解していいかと思います。他方で、1.5億円から2億円というのが毎年かかるだろうということに言及されていたんですね。多分、前に出た試算を踏まえての数値かとは思いますが、一応何らかの根拠があってこの数字が出たのかだけ教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これはあくまで年間のランニングコストについての言及のものであります。ランニングコストについて、さまざまな方式があると思いますけれども、概算で億単位といたしますか、そのような額がかかってくる、年間でも毎年それだけかかってくるということを申し上げたかったという意味であります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 方式にかかわらず、それぐらいは覚悟するという意味で理解すればいいかと思うんですが、ついでに言うと、その6年生に対して、知恵をみんなで出し合えば方法は見つかるので、できれば今年中に実施方法等を表明したいとまで言われているはずなんですけれども、これは意欲でちょっと先走ったのかなと思いますので、この件については聞かずにおきます。ただ、そう口にはされていることは覚えておいていただければなと思います。

冷静に考えると、今年の実践を踏まえて、その中である程度見通しを持たないことには、ラ

ンニングコストは前回出た数字もあるので、これを目標にと、この1年間ある程度頑張るとい
うことが、多分もうここにいる皆さんと下の階にいるみんなとで共有している一定の目標には
なっているのではないかと思います。

その少年の質問に対して、どうしても削らなければならないものも出てくるだろうとも述べ
られたんですね。その自覚は恐らく芦刈市長のときからの課題ではあるので、ここで1つだけ
聞きますけれども、もしこの楠田市長の最初の1年間で、ここは削れたと思うと、具体的な数
字は、決算これからですので結構ですけれども、ここは削れたと思うと、思っているところがあ
れば、教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申しまして、これまでの1年間でということで、今回の予算でという
ことですか。

（5番笠利毅議員「これまで」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） これまでですか。

（5番笠利毅議員「まだ結果がわからないけれども」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） ええ。率直に申して、昨年の予算、まず予算自体が私が就任直後に本年度の
予算は組みまして、それで6月に肉づけ予算と言いながらも、額としては非常に骨格予算から
しますとごく一部の予算でありました。そうした予算でありましたけれども、例えば昨日の質
問でもありました入札方法の中で、本来の予算より、もちろん入札率に応じてその予算の執行
が低く抑えられた部分もありましようし、一つ一つできる限りそうした執行の中で無駄がない
ようにということは、口酸っぱくこれまでも言っていましたし、来年度の予算編成でも、
そうしたことは当事者意識を持ってやっていこうということを職員にも何度も訴えかけており
ます。

そうした中で、先ほど申したプールの件などは、年間300万円余りですけれども、そうした
将来的な建てかえなども想定しますと、効果があるのではないかと考えてもおります。

ただ、その一方で、今回私も最初から予算編成に初めて携わる中で、最初の需要といいます
か、予算の要求と、そして本市の歳入の状況の差は10億円以上の差がもともとありまして、そ
れをいかにむしろ削っていくか、予算編成の中で、まずはそこからのスタートであるというこ
とを考えますと、なかなか既に予算を組む際にさまざまなことを削りながら、皆さんの要望に
なかなかお応えできない中で予算を組まざるを得ないということを痛切に感じました。

ですので、私は来年度1年をかけて、まずは歳出入の一体的な見直しに着手してまいりたい
ということを施政方針でも申し上げたところであります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。ここはできたというふうにはまだ言えない状況
だというふうに解釈しておきますが、この質問は、もちろん私は給食はなるべく早くという気
持ちがあるし、かつよりよいものであってほしいと。よりよいものというのは、小学校の給食

のグレードアップを図っていくということからも、恐らく中学についても考えていらっしゃると思うので、一応そこは信頼しますとだけ述べておきます。

給食そのものよりもお金の話を聞くつもりだったので、この質問は業務改善であるとかスクラップと言っているところの質問のつもりだったんですけれども、むしろしっかりこれから方針共有でしたっけ、ということをしていただきたいなということになると思います。皆さんでこの1年、予算認められるかどうかはこれからの話なんですけど、認められた場合には、それ以上の目的意識をみんなで持って、1年間仕事、結果を見通すような気持ちでやっていただきたいと思います。

4件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、4件目の次期総合計画の策定についてご回答を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、市長に就任してから1年、この間まずは本市の未曾有の混乱からの脱却を第一義と考え、議員各位、職員諸氏、市民の皆様との信頼関係を再構築するため、私なりに腐心してまいりました。その思い一心で、日々議会への対応や職員との協働、市民との交流に最大限努め、おかげさまでようやく所期の目的を達成しつつあると考えております。

また、その過程においても、肝いりの政策実現に向け一つ一つ着実に布石を打ち、本市のこれまでのあり方や課題、これからの可能性などを見きわめる努力も続けてきたところであります。

そうした状況でありますので、率直に申し上げて、いわゆる総合計画につきましては、そのあり方、期間、手法などを含めまして、基本的にはこれからと考えております。

ただ、いずれにしましても、これまでの第五次総合計画の総括を行うことによる成果と課題の整理、各種調査や統計資料などの分析結果をもとにした優先課題の整理や重点施策の明確化、財源、人材などの資源再配分など、選択と集中による戦略的経営を実践できる計画、議員各位、市民の皆様、有識者の方々などからのご意見聴取などは重要であると考えております。

なお、これまでも選挙公約、所信表明や施政方針、経営方針や予算編成方針、各種寄稿などで、議員各位、職員諸氏、市民の皆様に対し、随時私の市政に関する諸施策や心構えなどを発信しており、トップの責任として、そうしたみずからの信念を本市の新たなビジョンの中核に据えてまいりたいとも考えております。その意味で、新たなビジョンの想定期間と4年という市長任期期間は密接なかかわりがあるとも考えております。

そうした考え方を前提に、しかるべき時期に議論を開始し、今後の本市の未来を切り開く新たなビジョンづくりにも着手してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。少し急ぎますが、まず予定については、白紙と

いうふうな回答であったと理解していいと思います。それでいいと私も思います。

堅持したい考えとしては、1つにはデータに基づくなどということ、客観的であるということだと思えます。もう一つは、さまざまな人の意見を聞くということ、市民の声に根差したものにしていきたいというような理解でいいかなと思います。それに加えて、市長としてビジョンを持ちたいと、それを中核に置きたいということであったと思います。

ビジョンを中核に据えたいということについては、2件目の質問でも述べましたが、同じようなことで市長のビジョンに、この中でも触れられましたけれども、客観性を持たせるような努力だけはしていただきたいなと思っています。

実は、昨年12月は、私ちょっと身内の不幸で欠席させていただいたんですが、この件を取り上げるつもりだったんですね。改めて施政方針を踏まえた上で、総合計画のことを考えて、私なりの解釈になりますが、今まで第五次計画にあった33か34かの施策というものの再編成が進んだと私は受けとめています。7つのプランに従って分類し直すということを恐らくしたんだと思うんですが、これは昨年の施政方針と比べても、もう芦刈市長のときはもう第五次計画に沿って分類していましたから、大分変わったと思いますし、内容が去年より今年は進化していると思います。

構想とされている部分が多いので、抽象性は残っていますけれども、構想すること自体が目的であるならば、それはよしと。欠点があるとすれば、演説が少し長かったぐらいかと。

どこを評価するという問題なんですけれども、1つだけその前に具体的なことで聞きますが、ごみ減量に取り組むということ、市長と語る会で友田部長が説明されていると思うんですね。私はこれには注目しております、これ友田部長に確認ですけれども、ごみ減量、水を切ったり方式はもう紙に書いてあるのでいいんですけれども、それで浮いたお金を福祉や子育てや教育や生活道路の整備に充てたいというふうに説明されたと理解しているんですが、大まかに言ってそれでよいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 市民と語る会で、今ごみ減量72,000人プロジェクトということでお時間いただいてご説明させていただいています。目的といたしましては、歳出削減ということで、その部分についてほかの施策に回せるということでご説明させていただいています。具体的な分については、今言われた形で、何らかの浮いた予算を次の市の施策に生かすということとやっていきますので、そのようにご理解いただければいいかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） どうしてこれを評価するかというと、水を絞るという市民の小さな努力が、ちゃんと皆さんのもとに戻りますよということをはっきり言ったと。これはもう町中44カ所でしゃべろうとしているわけですから、もう引き返せないことだと思っているんですね。それはとてもよいことだと思っています。もちろんそれが全部そこに回すということではないでしょうけれども、心づもりとしてそういうふうな受けとめでいいか、これは市長にも、簡単に

イエスカノーかで答えていただければ。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これは副市長も大変力を入れてもらっておりますけれども、おっしゃるよう
に市民の努力、市民との協働、先ほどの災害の件もそうでありますけれども、例えば避難所に
人を派遣するのも、職員だけではもう到底おぼつかないところがありますので、そうした中で
市民の皆様のお力がまさに市をつくることになるということは、全くもって私も共有してい
るところであります。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 施政方針に戻りますが、施政方針の大きな柱、最初の質問から少しずつ
言及してきましたけれども、歳入を増やしつつ歳出を削り、財政の問題だとまとめちゃいます
けれども、財政改革と、もう一つ生活支援というのをはっきりと柱として今回出していると思
うんですね。これについてもイエスカノーかで、そのとおりかどうかだけ答えていただけれ
ば。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） イエスです。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 先ほどのごみに関する友田部長の説明と今のイエスは、志向が同じだと
私は理解しています。財政の問題は、政策を実行するための前提をつくり出すという性格が強
いと思うので、もちろんそれ自体目的にしなければいけないんですけども、今回の施政方針
の柱は、生活を支えるというところにあると私は理解します。

昨日、徳永議員の質問に対してだったと思うんですけども、太宰府が今まで歴史と緑と文
化ということを主軸に据えて、総合計画も四次、五次ですか、それが将来像として描かれてい
たと思いますが、そこに活力を加えたいと市長が言われましたよね。活力の活は生活の活です
けれども、バイタリティーという言葉がありますが、命にかかわること、生活にかかわること
というような意味のはずです。

ですから、今までの歴史と文化と緑というものに、生活というものを大きな柱として置く
ということを事実上言ったと、今回の施政方針は、私はそう分析しています。これは私の考えで
すよ。でも、それは非常に評価しているということなんですね。

傍証を上げますが、ちょっと変な言葉を使いましたけれども、市民憲章を思い出します。歴
史と文化と緑、緑ではなくて自然ということが直接には使われていますが、市民憲章は5つあ
るんですけども、1番と2番が豊かな歴史と文化を守り、郷土愛あふれる町をつくりましょ
う。生き生きとした自然を愛し、ここまでが前半ですね、緑輝く町をつくりましょ
う。総合計画の目標はこれなんですね、はっきり言ってしまえば、3、4、5が続いていて、後半の町を
つくりましょ
うの部分省きますけれども、教育を重んじ希望を育む、年寄りも子どももみんな
なが助け合う、働くことのたつときを知ると、そういう町にするというふうなのが3、4、

5。

この前半部分で言われている名詞だけ取り出せば、1と2に出てくるのが歴史と文化と自然、今までの総合計画。3、4、5で出てくるのは教育、希望、年寄り、子ども、みんな働くことのたつとき、みんな人にかかわることなんですね。今まで総合計画でこの部分が表から消えていたのではないかと。もちろん裏にはあったと思います。これを表に出そうというのが、今回の施政方針だと私は受けとめています。それを非常に評価していますし、この見解がどうかということは、自分の考えとしてしゃべっているので尋ねません。

総合計画なのですが、今回、先ほど申しましたように、今まであった多くの施策が7つのプランの中に再分類されていると思うんですね。完全にかどうかわかりませんし、暫定的かもしれません。最後、8つ目みたいところで、第五次総合計画の中の施策ということがまとまっています。これによって列挙すると、国保の健全な運営、福祉の問題ですね、お金がかかりますけれども。先ほどのごみの減量、環境の問題だと言ってもいいかと思います。国際交流、姉妹都市との交流、人権政策、男女共同参画の推進、情報の共有化と活用。これらは7つの分類に入らなかったのか、入れなかったのか、それともたまたまこうなったのか。どの答えでもいいんですけども、もしあれば答えていただければ。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 決して入れなかったということではなくて、いろいろ議論を職員とともにする中で、私が当初申し上げておりました7つのプランの中に、比較的当てはまるものは入れてほしいと、そしてやはり当てはまらない、そぐわないものは、もともとの総合計画のほうでしっかりやってほしいと。そういう中で出た結論であります。

○議長（橋本 健議員） 残り3分となりましたので、お知らせをしておきます。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 入れなかったものということですけども、共通点があると私は思っています。ごみが自然にかかわる環境の問題であるとするならば、国際交流や友好都市の交流、あるいはこれらも歴史や文化にかかわると言ってもいいと思いますし、人権政策とか男女共同参画の推進というのは、現代の社会的な課題だと思います。情報の共有化と活用というのは、太宰府が歴史の町だということを、また公文書館等を持っていることを思えば、歴史の問題と言ってもいいですし、現在の問題でもあると言ってもいいと思います。これは当てはまらなかったんじゃなくて、どこにでも共通する要因がここに残ったんだと私は解釈しています。

ということは、これまでの基本計画の中で、ここに入っているようなことは10年、5年の単位で考えることではなくて、常に考え続ける。今後の10年ないしは、もしかしたら8年ですけども、計画の中では、大切だけでも、その間でなし遂げる目標ではないものがここに残ったと私は理解しています。

その証拠に、例えば歴史や文化といったものが検証の中に全て入っていると仰いましたけれども、そういうことだと思うんですね。市が市となったときからもう持っている目標なんで、

今これから改めて歴史と緑と文化、これは目標としては総体化していいと。今取り組むべきことは生活支援、人への投資という言葉も使われていますけれども、そちらに足を移すべきだということが、施政方針の中からはっきり出ていると私は考えています。

ぜひそのつもりで、そういう気持ちを持って、市の職員の皆さん全員が1年間、目的意識を持って、お金を絞り出すという目的でもいいんですけども、仕事にいそしんでいただきたいなと思います。

今のが結語のようなものなんですけれども、もう一言だけ言えば、総合計画の中から最後に述べたような部分がむしろ逆に残ってしまったということは、市長が7つのプランを持ってきたというのは、最初は黒船のようなものかもしれないし、外から来たものかもしれないんですね。ただし、ちゃんと太宰府の中にもともとあったものの上に乗せるような努力を、市の皆さんの話し合いの中でちゃんとここに出してきてくれたんだというふうに私は考えています。

ですから、市長はそのことには自信を持った上で、2件目でも言いましたけれども、みずからの思いに客観性を与えるような形で、この施政方針にみんなで邁進していただければなと願っています。

これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時35分

~~~~~ ○ ~~~~~